

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 開 会

平成 2 9 年 9 月 1 3 日 閉 会

平 成 2 9 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 2 9 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 6 6 号

平成 2 9 年第 3 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 9 月 5 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水)

2. 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水曜日) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 9 年 9 月 1 3 日 (水曜日) 午後 4 時 4 9 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏名	9月13日
1	大川新也	○
2	坂口直人	○
3	中松和彦	○
4	松下智	×
5	谷康男	○
6	柴田初子	○
7	藤本傳夫	○
8	森崇	○
9	安井信之	○
10	秋長正幸	○
11	鍋谷真由美	○
12	中村勝利	○
13	浜口勇	○
14	森口久士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	塩 田 幸 雄	○
副 町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	後 藤 巧	○
政策統括監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○
健康福祉部長兼介護サービス課長	濱 田 茂	○
企画財政課長	川 宿 田 光 憲	○
参 事	大 川 昭 彦	○
環境衛生課長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	三 木 宜 紀	○
健康づくり福祉課長	清 水 一 彦	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商工観光課長	近 藤 伸 一	○
会 計 管 理 者	立 花 英 雄	○
農林水産課長	谷 部 達 海	○
議会事務局長	久 利 佳 秀	○
社会教育課長	細 井 隆 昭	○
オリーブ課長	丸 本 秀	○
人権対策課長	山 本 真 也	○
高齢者福祉課長	入 倉 哲 也	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○
介護保険施設事務長	堀 内 宏 美	○
住 民 課 長	岡 本 達 志	○

職務のため出席した者の指名
 議会事務局長 久 利 佳 秀
 議事日程
 別 紙 の と お り

平成29年第3回小豆島町議会定例会議事日程

平成29年9月13日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 報告第4号 平成28年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第5 報告第5号 平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第6 報告第6号 平成28年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第7 報告第7号 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第8 議案第40号 専決処分の承認について
(平成29年度小豆島町一般会計補正予算(第2号))(町長提出)
- 第9 議案第41号 平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第10 議案第42号 平成28年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(町長提出)
- 第11 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(町長提出)
- 第12 議案第44号 香川県広域水道企業団の設置について (町長提出)
- 第13 議案第45号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について (町長提出)
- 第14 議案第46号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
(町長提出)
- 第15 議案第47号 小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第16 議案第48号 財産の取得について (町長提出)
- 第17 議案第49号 平成29年度小豆島町一般会計補正予算(第3号)(町長提出)

第 18 議案第 50 号 平成 29 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)
(町長提出)

第 19 議員派遣について

第 20 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)

第 21 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（森口久士君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月5日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本定例会では平成28年度の各会計決算認定のほか、報告案件4件、専決処分承認1件、人事案件1件、条例案件1件、補正予算の審議2件、その他案件5件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。まことに簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） 本日の欠席議員は松下智議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項ではありますが、6月7日以降9月4日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類3件については、各議員に印刷配付しておりますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります  
が、会議規則第125条の規定により、5番谷康男議員、6番柴田初子議員を指  
名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日にしたいと思ひますが、これにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よつて、今期定例会は本日1日
と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行ひます。

なお、一般質問の時間を守つていただくために、5分前に事務局長が札を出  
します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行  
いますので、ご了承くださいませようお願ひ申し上げます。9番安井信之議員。

○9番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞きたいと  
思ひます。

まず最初に、新たな子供支援策についてということで、各自治体で子育て支  
援策のサービス合戦が行われてひます。人口減少が進む中、いろいろな施策が検  
討実施されてひます。国保事業においては、県が事業主体となろうとする中、  
香川県は直島町、高松市を除き、医療費助成では同様のサービスがされてひま



す。全国的に充実したサービスが受けられていると考えます。また、給食費の無料化、軽減化を検討している自治体もあります。

国民健康保険での波及増に伴うカットを知事会等の要望で厚生労働省が廃止しようとしていると報道がありました。

そこで、その財源をもって第3子以降の給食費を無料または軽減してはどうかと提案します。保育料等も同様の施策がとられていますので、整合性は図られていると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から子供支援策について具体的なご提案をいただきました。

ご質問にありましたように、小豆島町では中学生までのお子さんの外来と入院に係る医療費を無料にしています。これは、国の施策では認められてないことを各自治体が独自に導入してる制度ということになります。こういう自治体独自の医療費の軽減について、国民健康保険を所管している厚生労働省はこれまでその医療費助成分を厚生労働省の国民健康保険に対する国庫負担金から差し引くという措置をとっておりました。しかしながら、ご質問にあったように、厚生労働省では少なくとも未就学児までの医療費無料化については、全国的に行われ普及したということで、未就学児までの医療費無料化に伴うこれまでの国庫負担金のカットは30年度からやめようという方針であると聞いております。しかしながら、厚生労働省はその見直しにより生じた財源をさらなる医療費の助成の拡大ではなく、ほかの少子化対策に充てるよう求めていると承知をしております。後ほど担当課長から詳しく申し上げますけれども、その国が軽減措置を講じないとしたことでできた財源をどう生かすかというテーマが来年度予算編成で生じることになります。

ご提案のように、第3子以降の給食費の無料化に充ててはどうかという提案も傾聴に値すると思っておりますけれども、それ以外にもいろんな少子化対策にその財源を活用するということも考えられますので、今後安井議員ほか委員会、町民の皆様のご意見も聞きながら、来年度予算編成までに結論を得たいと思っております。

詳しくは担当課長から説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

本町におきましても、保護者の子供に係る医療費負担を軽減するため、中学生までのお子さんの外来と入院に係る医療費を無料にしております。

平成 28 年度において、未就学児の医療分として国民健康保険を調整し、減額されました額は 73 万 3,512 円でした。平成 30 年度からこれぐらいの額が減額措置から外れるということになってまいります。

本町の給食費についてでございますが、未就学児で申しますと、幼稚園では月平均 4,900 円、保育所では 3 歳以上のお子さんから主食費のみ月 500 円をいただいております。本年の 9 月 1 日現在の公立の幼稚園、保育所に在籍し、給食費を納めていただいている第 3 子以降の児童数は幼稚園では 17 名、保育所では 15 名の方から納めていただいております、給食費の見込み額は年間で 99 万 1,600 円となっております。

今、国のほうでは毎年保育料の無償化へ向けて段階的に改正しております。また、幼稚園が義務教育ではないことや、保育所で納めていただいております主食費が家計に大きな負担を及ぼす金額ではないこと、それから私立の認定こども園もこれも給食費を徴収いたしますが、そこへの影響なども考慮しながら、国民健康保険での調整額をどのように活用するか、子育て、住まい、仕事など子育て全般の施策の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9 番（安井信之君） ちょっと私が以前に聞いた話では、就学前の第 3 子以降の人数は 95 人というふうに聞いておりますが、今 17 人、15 人というふうなことは給食が始まるとる人がそれだけあるということ。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 先ほど安井議員おっしゃられた 95 名という人数は、住民基本台帳上で第 3 子以降のお子様の数字でございます。先ほど申しました給食費について納めていただいている人数というのは幼稚園、保育所に在籍されて給食費を納めていただいております人数ということでございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9 番（安井信之君） そうすると、17 名、15 名というところでは、第 3 子以降の数というのはどういうふうになってる。今言うた 3 子以降じゃなくて、給食費を納めている子供さんというふうだったんですが。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 説明不足で申しわけございません。

先ほど申しました幼稚園 17 名、それから保育所 15 名というのは第 3 子以降で在籍されて、なおかつ保育料は無料になっておりますけれども、給食費はいただいておりますという人数でございます。ですから、その人数は全員第 3 子以降ということでございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9 番（安井信之君） 今、子育てしようの中で、やっぱり子供を増やしていかなんといかなんという考え方の中から、第 3 子以降への補助というふうな部分、3 人目産んだら人口は増えていくというふうなことになっておりますので、そういう施策がそれぞれとられていると思いますが、その辺町長はどういうふうにお考えですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） お子さんの数が増えることは、小豆島町全体にとってもとってもいいことだと思います。なるべくたくさんのお子さんを産んで育てていただけるようにするにはどんな施策が有効かということこれから考えていく必要があると思いますが、第 3 子以降の給食費を無料にするという施策もその一つに当たるとは思います。財源は限られてるので、それ以外にももっと有効な少子化対策があれば、国保の国がカットした分で浮いた財源を生かすということも考えていきたいと思いますが、給食費を無料化するというのも一つの案だと思います。

それから、子育て共育課長は幼稚園と保育所の自分の所管のお子さんのことだけ申し上げましたが、給食は小学生も中学生もありますので、小学生も中学生も対象にすると、90 万円ぐらいじゃ済まなくて 1 桁違うオーダーになるので、とにかく提案は提案として年度末の予算編成までにせつかく国が国保のカットした分を出してあげると言ってくれて、かつ少子化対策に使いなさいという注文もついているので、何らかの形で少子化対策に充てるということで、ご提案はご提案として検討させていただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9 番（安井信之君） ちょっとお聞きしたいんですが、今中学生までのところで第 3 子以降いうのは 216 人というふうに伺っております。その中で、準要

保護じゃない丸まるの給食費を負担している方はどれぐらいおるのか、教えていただきたいと思いますが。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 小・中学校に在学する第3子以降の児童・生徒については、小学生が84名、中学生が37名、計121名になってます。ただ、ちょっとこの第3子以降の中で、準要保護とそれ以外の形態の区分は現在手持ちの資料で持っていないので、また改めて調べてご報告いたします。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 準要保護の人やったら、給食費は1割負担でいいというふうに向っております。そういうふうな分を全部調べることで、どれだけ予算的に必要なのかというふうな検討も必要やと思いますんで、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ボランティア活動の充実をとということでお伺ひしたいと思ひます。

協働のまちづくり事業を通じ、数々のボランティア活動が運用されています。学校等のボランティア活動には、行政を通じて保険に入っていると伺ひしています。各地域で行われているボランティア活動では、保険に入っていない活動が多々あります。地域の活性化を図る目的で行っている活動を下支えする意味で、ボランティア保険の拡充をするべきだと考えますが、町長のお考えを伺ひます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員からボランティア保険の拡充についてご質問をいただきました。

ボランティア活動がとても大切であり、地域社会が元気になる上で有効であるということについては、私は厚生省で社会保障とか社会福祉の仕事をしてましたが、その当時から国や自治体による行政の施策も当然のことながらとても重要ですけども、それと同等以上にボランティア活動が地域の活性化、地域が元気になっていく上で必要だと思っております。

小豆島に帰りまして、さまざまなボランティア活動を拝見させていただいてますし、ボランティア活動がどんどん広がる必要があると思っております。そういう意味で、私は平成22年に町長に就任しましたがけれども、就任直後から

協働のまちづくり支援事業という形で、さまざまな分野のボランティア活動の支援の施策を進めてきたところでございます。

ご指摘のように、そういう町の助成を受けてるボランティア活動をやっている間はボランティア保険が適用されているわけですが、小豆島町の助成が終わった段階で、ボランティア保険の適用がないということになっておりますけれども、ボランティア活動に積極的に町民の皆さんに参加していただく上で、ボランティア保険があれば安心して活動に参加できますので、何らかの形でボランティア保険に入り、活動される皆さんが安心してボランティア活動に取り組めるよう、来年度予算編成の中で何らかの仕組みを考えていきたいと考えております。

詳細は担当課長より説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 私からは、ボランティア保険の現状につきましてご答弁いたします。

安井議員のご指摘のとおり、通学時の見守り、校庭の環境整備、本の読み聞かせなど学校活動を応援して下さっている方に対して、町の予算でボランティア保険に加入しております。具体的には、毎年度学校支援ボランティアを幅広く募集し、登録していただいた方を対象に傷害保険へ加入する仕組みになっております。1人当たりの保険料は300円で、死亡、後遺障害補償が800万円、入院保障が1日当たり5,200円、通院保障が1日当たり2,500円となっております。保険料の掛金でございますが、現在登録者200名強で年間約6万円強ということになっております。

それから、議員のご質問にもありました協働のまちづくり支援事業、こちらにつきましても、傷害保険料につきましても、助成の対象としておりまして、安全・安心なボランティア活動の推進、こちらを応援させていただいております。

議員ご指摘のとおり、地域の活性化を図るためには今後一層のボランティア活動の推進が重要と考えておりまして、町としてもその活動を応援する仕組み、こちらが重要であると考えております。まずは、協働のまちづくり、それから福祉のまちづくり、生涯学習のまちづくり、子育て応援モデル事業、こういったものを活用されて、その助成期間が終了した後も現在も継続して積極的な活

動をされている団体を中心に応援する仕組み、これを新年度予算編成の中できっちりと考えていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 検討していただくということで、大変ありがたく思っております。

なかなかボランティアの人もだんだん年とってきとる中で、いつ何が起こるかかわらんということで、そういうな部分での保険というのは大切だと思います。また、協働のまちづくり自体も町長が就任してからということで、もう7年たっておりますね。

それから、次の段階としては、最初はそういうな部分で活動の中で備品購入や何やしてきたと思いますが、備品自体も途中でめげたりとか、そういうな部分もありますんで、そういうふうな助成なりも考えていただきたい。そのほうが長続きしていく部分もあると思いますんで、お願いしたいと思いますが、町長どうですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 貴重なご意見として検討させていただきます。

（9番安井信之君「よく検討していただきたいと思  
います。それでは終わります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思えます。

最初に、イノシシ対策と梶原町のジビエ販売でございます。

四国新聞によれば、県は鳥獣被害が3年連続で減ったようでございます。昨年の農作物被害は、前年度比21.7%減少で、使ったお金は1億6,500万円、イノシシ7,648万円、猿2,089万円だったそうでございます。繁殖力の強いイノシシは2年もあればもとの頭数に戻ってしまうので、捕獲促進対策の通年化はやむを得ないとも書いてました。

また、高知県の梶原町では、日本ジビエ協会と長野トヨタ自動車が共同開発して、捕獲獣を処理、肉活用を現地で1次処理できるという記事が8月20日の

農業新聞に記載されておりました。今まで捨てられていた捕獲獣の活用も期待でき、これを契機にジビエの販売に乗り出し、ジビエグルメのまちづくりを目指すとしています。同町は、年間イノシシと鹿の捕獲が 1,500 頭で、対策は急務だったようでございます。この小豆島も同じ状態だと思います。小豆島町は、里村共生室をつくっていますが、動きが余り見えていません。数年前に、安田地区で人がイノシシに襲われました。鳥獣対策は本当に切実で、呼びかけも大変です。お遍路さんや観光客も危険でございます。先月の 8 月 19 日に西村の勤労青少年ホームにイノシシが入り、ガラスを割ったと聞きます。イノシシ対策をジビエ対策として捉える方法も参考にすべきと思います。町の考えをお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、イノシシ対策、ジビエ振興などについてのご質問をいただきました。

有害鳥獣被害対策については、かねてから 3 本の柱、環境づくり、防護、捕獲の 3 点を基本として継続的に取り組んできています。特にイノシシについては、捕獲数は急激な増加傾向にあるのはご承知のとおりだと思います。これは、狩猟免許取得者が増加したこと、あるいはわななどの捕獲器具の購入を推進する補助事業の活用、また有害鳥獣捕獲実施者のご尽力によりまして、捕獲数が大幅に増加しているのだと思います。しかし、捕獲数の増加以上にイノシシの生息数が増えておりまして、トータルとしては減少傾向へは転換できていない現状であると思います。

また、侵入防止柵の設置などもかなり進んでおりまして、農作物被害あるいは生活環境被害の抑制に一定の効果はあるんだと思っていますけれども、こうした施策は今後とも継続的に進めていかなければいけないと思います。

質問にありました里村共生室ですけれども、従来イノシシ対策は農林水産課のスタッフが専ら対応しておりましたけれども、農林水産課の職員だけでなく、総務部長を里村共生室はヘッドにしてるんですけれども、関係各課の職員に参加してもらった里村共生室を平成 27 年 4 月に設置したところであります。活動がよく見えないというご意見でしたけれども、この里村共生室では共生の推進、鳥獣対策、野犬対策の 3 部門で構成をしています。公民館単位で職員を配備しておりまして、体制を強化して、より地域に密着した対策ができるようにとい

うのが目的であります。これまでに、講習会を何度か開催したり、住宅地付近に鳥獣が出没したときの追い払いの活動、またジビエについての先進地視察なども実施してきたところでございます。

次に、イノシシ対策のボランティアについては、平成 28 年 6 月議会で森議員のご提案に対して答弁しましたがけれども、高齢化や人手不足などにより、新入防止柵の設置が困難な地域においても被害対策を進めるため、柵の設置作業のボランティアを募集しておりますものの申し込みがなく、現在に至っております。再度、周知を図って、ボランティアへの参加を提案をしていきたいと思っております。

ジビエに関しましては、捕獲した鳥獣を食肉等として有効活用する動きでして、全国的にも広まっております。先ほど申し上げましたように、ジビエに関する先進地視察も何カ所か参りました。その結果として、行政が直接することにはかなり問題があって成功事例もほとんどなく、民間の方がやっていると成功してるのではないかというようなことであったと先進地視察したスタッフから報告を受けております。幸いなことに、小豆島町内におきまして、現在民間の有志の方々がジビエに関する取り組みを既に具体的に始めております。処理施設の設置とか、いろんな取り組みを始めているところでありますので、小豆島町といたしましては、この民間の活動を応援し、協力していきたいと考えているところであります。

詳細は担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） まず、平成 28 年度中に町内で捕獲等により処理しました鳥獣の実績数を申し上げたいと思います。

イノシシにつきましては 1,144 頭、ニホンジカ 921 頭、ニホンザル 200 頭でございまして、いずれも前年度に対しまして大幅に増加をしております。特に、イノシシにつきましては、倍増となっております。

次に、里村共生室につきましては、先ほど町長の答弁からもありましたように、総務部長を室長としまして、共生推進、鳥獣対策、野犬対策、それぞれにチームリーダーを設けまして、公民館単位に 12 名の職員を割り当てておる組織でございまして。



これまでの主な実績としましては、専門化を招いての野生動物から農地を守るための講習会の開催、野生動物の追い払い専用花火を用いた追い払い活動の実施、ジビエに関する先進地等への視察等を行ったところでございます。今後とも、地域と行政をつなぐ役割を持って対応を行っていきたいと考えております。

次に、イノシシ対策のボランティアに関しましては、昨年のご質問の後、町広報によりまして募集をしたところでございますが、現在のところ申し込みがないところでございます。再度、町広報等によりまして、募集をかけていきたいと思っておりますし、活動時における保険経費等の負担についても検討してまいりたいと考えております。

次に、ジビエに関しましては、従来から検討しておりますものの、依然としまして公の施設として食肉処理加工施設を整備し運営していくには、町長の答弁にもありましたように、なかなか難しい問題が多くあります。今後とも、検討をしていかなければならない課題事項と考えておるところでございます。

ご質問の高知県梶原町の取り組みにつきましては、現地で1次処理のできるジビエカーの導入とお伺いをしております。この取り組みにつきましても、参考として考えてまいりたいと思っております。

一方、民間の有志の方々が町内で食肉加工施設の建設中とお聞きしております。町としてましても、できる限りの協力をしてまいりたいと考えております。

また、広くジビエに関しての理解を得るために、飲食店や宿泊施設等での提供可能なジビエ料理の研究、またイベント等でのジビエの普及啓発等に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、森議員のご質問にありましたが、8月19日土曜日、午後9時30分ごろ、西村地区の勤労青少年ホーム及びオリーブユースホテルにイノシシがガラスを割って侵入する建物被害がございました。当時、どちらの建物にも人はおりましたけれども、幸いけが人はございませんでした。当日及び翌日早朝に職員を向かわせ、情報収集や付近の巡回に当たらせました。イノシシの血痕をたどりましてところ、隣接するグラウンドを通過して山林へ逃げ込んだものと思われ、西村地区内に注意喚起の放送を実施したところでございます。最近、イノシシが住宅地付近に出没するケースが増加しておりますので、その場合には通報があれば迅速に現場へ急行するように心がけております。

今後とも、県、警察署、猟友会等、関係機関との連携を一層密にいたしまして、安全確保に十分留意し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 先ほど言うた勤労青少年ホーム、1週間後に焼き肉パーティーを計画しとるのをもうやめたということだったようです。もう四、五年ぐらい前からあの辺にイノシシ、写真撮った人がおったりしてますんで、先ほど言うた1,144匹というのは物すごいことだと思います。最初、平成21年にはたった8匹捕獲がもう1,000匹超えとるわけですから、100倍以上、百二、三十倍になるとは思いますけど、町民というか、みんなから見ると、一言で言うたら余り役に立ってないのが実際だと思うんですね。ですから、先ほどからいろいろ、先ほど安井さんの質問にもありましたボランティアのこと言ってますけど、里村共生室とこのボランティアグループの打ち合わせ会議みたいなのを開いて、実際に役に立つ、僕もちょっと悪いんですけど、質問してからでも地区の役員の人とかなんとかが協力するでいうて言うてくれよんです。だから、そのままになっとなんで、両方の打ち合わせが不足してると思います。その300円の保険掛けてみたいなのもあるんで、詳しく打ち合わせをしていただきたいというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 森議員様からご提案でございます。

まずは、ボランティアの募集をして、まずは組織づくりかと思います。その辺につきまして、また森議員さんのお力添えをいただきたいと思ひますし、そういう組織ができましたら、里村共生室とともに地域に入って取り組んでまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 梶原町にはいろいろ質問されてたと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私たちの地域なんですけど、四、五年前から墓参りをようせんと、イノシシが出ると、農業もしたくないと。中学生が冬12月ぐらいになると集団下校しようというの、もう四、五年前からだったんです。それで、これはほんとけん思うて、4年間かけて講演会4回、町長にも一遍来てもらいましたけど、作

業4回、約150人の人が来てくれました。もちろん、柵するには判が要るんです、あの土地の持ち主さんの、これも時間がかかりました。しかし、2.8キロをほとんど囲んで、イノシシもとまっとったんですけど、また最近物すごいんや。よく調べてないんですけど、もう被害が増えているので、町の助成も僕たちもいろいろやっていかないかんというふうに思っております。

一昨日のNHKの鶴瓶に乾杯、家族に乾杯ですか、愛知県の豊田市のイノシシ料理いうんが取り上げられておりました。ですから、とると殺すだけじゃなくて、実際失礼ですけど、食べてあげるということも考えなんだから、とるだけで殺すだけでいうたら、連れて行ってどっかへ埋めないかんので、そういうことと言うと、この梶原町のは参考になると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） ジビエ料理につきましては、せんだってそういうふうなグループと焼き肉にして食べる機会がございました。特に癖もなく、おいしく食べさせていただきました。また、そのときにある飲食店さんのメニューも食べさせていただきましたが、それもなかなかいろいろな洋中和というような感じでバラエティーのある料理でございましたので、ぜひまずは皆さんにジビエの味を知っていただくということで、町としましても普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、梶原町等の取り組みにつきましても、参考にさせていただきまして、なかなか公でやるのは難しいと思いますので、民間の方の支援等に回りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 町広報の8月号にも被害が増えている、町の助成も記載されておりました。読んでる方もいっぱいおると思うんで、ともに頑張っ、僕たちも頑張らないというふうに思ひます。

次に入りたいと思ひます。

小豆島の交通安全についてでございます。

香川県が交通事故のワースト上位だと言われて久しいと思ひます。県や町はよく頑張っているのに、違反や事故が多いのは県民性だと言われていようで、心苦しいものでございます。県民性という捉え方でよいのか、解決策はないのかと思ひます。

私の記憶では、警察には看板が2つ上がっていたと思います。1つは、当時ですから、内海警察署、もう一つは警察行政相談所だったと思います。この警察行政相談所を訪ねたら、こうした問題の相談に乗っていただけるのでしょうか。先日、見ますと、小豆島警察署だけの看板になっておりました。法律が変わったのかと思いますけど、知らせてほしいと思います。

また、事故や違反を減らすことを考えて、坂下町長時代に香川県は警察官を増やすべきだという定例会議で私は意見を出しました。信号付近に警察官が立っていることを知って、ぶっ飛ばす人はいないと思ったからです。そして、いつか癖になって、いわゆる県民性が変わると思います。当時、町の答弁は、県の決めることなのでだったと思います。事故や事件が少なく、警察官は暇なほうが住みよい社会だと思っております。

ワーストを下げるためには、香川県は警察官を増やして、事故や違反を減らすべきだと思っております。私は、交通安全の立哨にも先日、9月1日にも参加しました。最近の事故は、車の形がないほど壊れています。県の総務委員会でも、全国ワースト返上対策として、交通マナーの向上が重要としていますが、県民性を変えるには至らないというふうに思います。町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員の交通安全対策についてのご質問にお答えします。

幸いなことに、小豆島町においては平成27年4月24日以来、死亡事故は発生しておりませんが、引き続き交通事故は多発しております。香川県全体は、ご指摘にありましたように、物すごい交通安全運動のキャンペーンとかしていただいておりますけれども、依然として人口10万人当たりの死者数では全国ワースト4位というとても厳しい状況が続いています。その理由として、県民性というものもあるのかもしれませんが、道路事情とかいろんな要素が複合的にそういう結果になっているんだろうと思います。交通マナーを守るといえるか、地道なことを一人一人に徹底し、かつ交通マナーを守らないと大変なことになるということを徹底する上で、警察官の方が立ち会っておればそれも一つの効果になると思っております。小豆島町においても、警察の方が一生懸命やられていると思っております。一度、いろんな機会に署長さんと私も話す機会があ

りますが、警察官の数は実は小豆島は県内の他の地域に比べると優遇されているんだと聞いています。派出所の数とか、警察官の配置では優遇されているとは聞いていますけれども、やはり警察官の方が交通安全対策に必要だということであれば、機会を見てそのようなことは県のほうに今後申し入れたいと思っております。いずれにしても、警察も頑張っておりますし、住民の皆様も交通安全運動のキャンペーンとかいっぱい頑張っておりますので、何とか小豆島、香川県の交通安全が、事故が減るようにこれからも努めてまいりたいと思います。

その他のことについては担当課長からご説明をいたします。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 警察行政相談所につきまして、小豆警察署のほうに問い合わせた結果について説明させていただきます。

現在、小豆警察署には警察行政相談所という部署はございません。かつては、警察行政相談所という部署がどこの警察署にもありまして、小豆警察署においても平成12年ごろまでは警察行政相談所の看板を掲げ、主に刑事事件以外の住民からの相談を受け付けておりました。その後、県警の組織改編によりまして、名称は現在の警察安全相談窓口というものになっております。生活安全課のほうの担当となっております。この窓口は、110番通報するほどの緊急性の低い民事的な相談を受け付けるために開設されておりまして、交通安全対策等についての相談にもぜひ利用していただきたいとのことでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 行政相談所、わかりました。変わってると思います。

僕は、この小豆島の事故とか違反とかいうのは、県の中でどの程度か余り知らんのですが、もし小豆島がそういうことが多いとしたら、島民性いうんでしょうかね。僕はそうじゃないというふうに思います。やっぱり、子供たちを含めて島民の意識を高めるには、交通事故ですから、悪いけど交通、警察官を増やして、ほんでもう減ってきたと、いわゆる島民性というか、県民性が落ちついたというふうになったら定年を理由にして数を減していくのも一つの方法ですけど、今町長言われたように、小豆島は優遇しとるいうから言いようもな

いんですけど、その点、小豆島の実態というのはどんなんでしょうか、県の中では。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（岡本達志君） 交通事故の発生状況につきましては、県の中では現在のところ死亡事故ゼロを継続中でありまして、件数的には多いほうではございませんが、これは県全体に言えることでもあります。死亡事故のうち半数以上、60%弱は高齢者関連の事故となっております。小豆島におきましても、同様の傾向がございますので、県警のほうもそうですが、警察と連携しまして、高齢者の方に対する啓発活動等に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

（8番森崇君「以上であります」と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 私は、小豆島長命草製品を広く世界へ向けて発信してはどうかというタイトルで質問をいたします。

最近、健康のためのサプリメントの広告がテレビなどで流されております。8月24日開催の「これからの健康とそれに基づく健康食品の開発」というタイトルで香川大学の稲川裕之客員教授の講演がありました。それによりますと、長命草のLPS含有量は栽培方法を変更することによって高くできるので、高付加価値化が狙えるとの結論でありました。この栽培方法の研究開発に町の支援を推し進めてはどうかと。

当日、既に製品化されております製品の試食もありましたが、これらの小豆島長命草の製品のブランド化と製品を広く世に知らしめるためのノウハウを町が支援してはどうかとおっしゃるが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員から小豆島長命草製品の研究開発などへの支援についてご質問をいただきました。

小豆島の長命草については、平成25年ごろから地元小豆島の食品産業の皆様が集まってつくった小豆島食材開発会議が中心となって、香川大学農学部と共同研究し、無農薬で化学肥料を使わず、小豆島特産の醤油の搾りかすのみを利

用した新たな食材として試験栽培に取り組み、試験栽培は室生地区の農家の方が栽培されておりますが、その長命草に基づいて、いろんな食品製品として売り出そうとするものでございます。

この長命草プロジェクトについては、私も知っておりましたし、かつて戦後間もないころに食料難のときにサツマイモのつるを地元にあった醤油で炊き込むことでつくだ煮を商品化して、小豆島を一大つくだ煮の産地にしたように、この長命草を醤油、つくだ煮、そうめんと並ぶ、オリーブも含めて新しい小豆島の特産品として日本と世界に発信していきたい、販売していきたいというのが産業界などの皆さんの願いだと思います。

私も、この8月24日のサン・オリーブで開かれた小豆島食産業講演会に出席をさせていただき、ご質問にありました香川大学医学部の客員教授である稲川先生の基調講演を聞かせていただきました。私も稲川先生の発言にはっとするものを感じました。私も正直なところ思っていたのは、何で沖縄の長命草で小豆島発の食品として売り出しても、それだけではパンチ不足ではないかと思ってたんですけども、稲川先生はそれに対する明確な答え、サジェスションをしていただきました。それは、小豆島で栽培方法変えて、例えばオリーブの出してきた、オリーブの木から、オリーブ堆肥とか醤油の搾りかすもその一つですけども、小豆島独自の栽培方法をすることで長命草、沖縄の長命草にはない具体的にはL P Sという健康によい含有量が増えるとか、あるいは明らかに沖縄の長命草とは違う栽培方法、醤油、オリーブと結びつけて栽培することによって独自の長命草とすることで、それが小豆島の特産品として広く世界へ発信していけるのではないかというご提案だったと思います。まさにそのとおりで、その講演の中で先生は根菌ていうんですか、根にある菌が長命草の持つ成分を変えていく可能性があると言われたんですけども、オリーブ公園でもちょうど根菌を生かしてオリーブ自身の成分をより健康のポリフェノールを増やすとか、そういう研究開発をしておりますので、まさに小豆島が一つになって、せっかく食材会議の人がやってる取り組み、それとオリーブ公園がやってる取り組み、例えばその2つをドッキングして、それを上手に普及活動、PR、発信することができれば、小豆島の新しい特産品として長命草を活用することに道が開けるのではないかというヒントを得たところでございます。

それから、広報活動もせっかくいろんなクリエイターとかデザイナーのような人が小豆島に来ていただいておりますので、そういう人の知恵もかりて小豆島の長命草を発信していくことで、随分ブランド力が変わってくるのではないかと思います。とても貴重な講演での提言だったと思いますので、これからいろんな取り組みをしていきたいと思っています。

さらに詳しく担当課長よりご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 浜口さんのお話でございますけど、まず長命草について簡単にご説明を申し上げます。

セリ科の植物ということで、沖縄とか九州の海岸部、こちらのほうで自生しているものと聞いてございます。この長命草につきましては、ビタミン類とかポリフェノール、食物繊維が豊富ですので、古くからは薬用性の作物ということで、ぜんそくでありますとか、肝臓、腎臓病、動脈硬化にも効果があるというふうに伝えられているものでございます。

この長命草の開発につきましては、町長からもご案内がありましたとおり、まず町内の食品製造業、それからそういうつくだ煮関係の組合、農業団体が醤油、つくだ煮などの小豆島の食産業、こちらにおけます高付加価値の商品の開発に向けた食材を探すということを目的に、平成24年度に発足しております小豆島食材開発会議、こちらのほうで取り組み始めたものでございます。この食材候補の選定に当たりましては、翌25年度からでございますけれども、先ほど言いました香川大学の農学部と共同研究で食材を5種類ほど候補の中で、1年間栽培した中で、小豆島の気候に合ったもの、つくりやすいものということで長命草で研究を進めようというふうな結論に至りました。それが現在の商品開発にまで至ってございます。

まず、長命草の栽培の件についてでございますけれども、現在、室生地区のほうで小豆島長命草の会という方々がつくられてございます。無農薬、それから先ほども言いました醤油の搾りかすの肥料という栽培条件で約30アール、年間約3トンほどの収穫があると聞いてございます。議員のおっしゃる長命草の有効成分の向上、こちらにつきましては、専門的なこともございますので、今後も香川大学の農学部、それから普及センターの専門的な指導、それからオーリーブ公園をやっております立命館の先生のほうのご指導も受けながら、小豆島



の長命草のブランド化、こちらのほうの調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

なお、町長が先ほど申しましたとおり、現在成功しておりますオリーブ堆肥というのがございまして、こちらの有機物でございまして、オリーブ堆肥と長命草、それから搾りかす堆肥と長命草というようにいろいろな組み合わせの形の実証をした上で、成分等の研究を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、商品化とPRについてでございますけれども、小豆島食材開発会議を通して、現在生の長命草とか粉末に加工した長命草を町内の食品加工業の方々が新商品で取り組んでございまして、現在9商品ほどございます。

町長の答弁に先ほどもありました健康長寿の島を目指す小豆島としまして、この食材開発会議が取り組む長命草のブランド化につきましては、会議が発足時の平成24年度の発足時には、町としましてはオブザーバーという形で協力させていただいておりましたが、昨年からは県の発酵食品研究所、それから農業改良普及センター、町の産業支援室も事務局という形で加わっております。長命草の機能の研究とか栽培方法、また商品の販路拡大に取り組んでいるところでございます。

なお、現在町として商品の販路拡大支援のために平成26年度より実施しております日本で最大級の食の展示会、商談会でございますけれども、スーパーマーケット・トレードショーというのがございまして、そちらのほうへ小豆島ブースというのを構えてございます。今年度、長命草の商品を出展する運びとなっております。

それから、この春には小学校の新生に毎年オリーブの苗木を配付してございますけれども、それに加えて長命草の苗、こちらのほうも栽培方法も添えて一緒に配って、身近なところの周知も図ってございます。

また、食材開発のほうでは、今後ホームページを作成しまして、広くPRしていきたいという計画もございます。これらを足がかりに、今後とも関係機関との連絡、こちらを図りながら、小豆島の長命草のブランド化に向けて支援してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 戦後、故武部吉次氏の発案で、芋づるを醤油で煮込んだつくだ煮でスタートしたつくだ煮業界は70年の時の経過をいたしました。人の食の好みというのは変化してきております。人々の健康志向の流れに乗って、島の産業が活性化するように町の支援をお願いして終わります。

---

○議長（森口久士君） 12番中村勝利議員。

○12番（中村勝利君） 私は、介護福祉士の待遇について質問をいたします。

政府は、施設介護から居宅介護への切りかえを進めており、小豆島町でも同様であります。居宅介護は、家族に負担がかかり、大変であります。その負担を少なくするためにも、ケアマネジャーの指導、ホームヘルパーの訪問介護サービスが重要になります。

小豆島町には、5名のケアマネジャーと8名のホームヘルパーがおります。ケアマネジャーは、1人が35から40件を受け持ち、利用者宅への訪問、医師、事業者や家族との調整、そのための書類作成など多忙をきわめております。ホームヘルパーは、1人が1日に五、六軒を訪問し、食事、入浴、排せつ、体位変換などの身体介護や買い物、調理、掃除、洗濯などの生活援助のサービスを土曜、日曜、祝日もなく行っております。

居宅介護を推進している小豆島町においても、ケアマネジャー、ホームヘルパーの不足により、十分なサービスが行えない状況であるし、これからも利用者が増えると思われる。ホームヘルパーの責任や負担の大きさからも、介護福祉士の増員が必要であります。

平成29年度、町施策で地域の福祉の取り組みがあります。その中に、ホームヘルパーの増強とありますが、増員の予定はどうなっておりますか、質問いたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員から、ホームヘルパーの増員についてご質問をいただきました。

小豆島町の人口の推移を見ますと、今後も高齢化は進み、今から8年後の団塊の世代が75歳を迎える2025年、平成37年には75歳以上の方の割合が約

30%になると予想されております。議員のご指摘のとおり、これからますます医療や介護が必要となる人が増えることが避けられない状況にあります。

こうしたことから、小豆島中央病院の充実、あるいは地域包括ケアという言葉がありますけれども、地域で高齢者の皆様が生き生きと暮らせるような体制づくりを目指すことが地域包括ケアですけれども、小豆島町、土庄町の枠を超えて島が一つになって、医療や介護にかかわるいろんな職種の人が集まって、いろんな取り組みをこれから進めていくことが最重要課題であると考えております。

そういう大きな枠組みの中で、住みなれた自宅や地域で高齢者の方が暮らしていけるためには、家族や地域の支援はもちろんですけれども、ご質問にありました専門のスタッフであるホームヘルパーの支援が必要不可欠であろうと思います。ニーズに合ったホームヘルパーの方がおられることが必要不可欠なことでもあります。しかしながら、そういうようにホームヘルパー、介護人材の確保が物すごく求められてるんですけれども、一方で、町営施設、民間施設を問わず、ホームヘルパーなどの人材確保が大変難しくなっております。そういう観点で、人材の確保について、今年の3月議会でご審議いただいたように、小豆島町では保健医療福祉関係職修学資金の対象職種の追加のほか、成績優秀者に特別の加算、奨学金の加算も制度化したところであります。

それから、来月なんですけれども、香川県のほうが小豆島で介護職員の初任者研修を島内2カ所で実施をしてくれることになりました。このことは、小豆島内の介護職員の確保という意味で、とても有効ではないかと思っています。できるだけ多くの方に参加していただいて、介護の道に参加していただきたいと思っておりますし、こういう講習会などを通して、人材確保に努めていきたいと思っています。いずれにしても、確保が難しい、そういう中で処遇の待遇の改善とかいろんなことがありますけれども、一生懸命頑張っていきたいと思っています。

詳しくは担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 私からは、ヘルパー事業、訪問介護事業についてご説明を申し上げます。

町営の訪問介護サービスにつきましては、介護サービスうちのみと介護サービスいけだの2つの事業所で事業を実施しております。2つの事業所を合わせ

て、嘱託ヘルパーが8名、登録ヘルパー6名の体制で実施しております。28年度と比べますと、1名が嘱託から登録と雇用形態を変えた人員体制で事業を運営しているところでございます。

現状といたしましては、ある程度利用者の希望に沿えた訪問ができている状況にあると思いますので、今年度の増員の予定はございません。しかしながら、嘱託職員8名のうち5名の方が55歳以上となっており、人員の確保は喫緊の課題となっております。

今年の6月に町の管理職が小豆島町イクボス宣言をいたしました。職員が働きやすい環境づくりに努め、できる限り長く働いていただけるよう努めるとともに、新たな人材確保に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 今答弁で、増員の予定はないという答弁でしたけども、町施策の中でヘルパーの増強とあるんですけど、それはどういうのかな。おかしいんと違うのかな。増強いうんがちゃんと載っとんやけども。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 私の答弁で、今年度の予定はありませんとお答え申し上げましたが、先ほどの町長の答弁のとおり、今後の高齢化に向かいます。今後ますます人員確保は必要となってまいりますので、この施策の中では今年度に限らず、長い将来を考えて取り組んでいくという形で記載しておりますので、今後介護職員が不足するという事は小豆島の今後の中でも重要な観点でございますので、引き続き介護職員の人材等に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 先ほど、町長から保健医療福祉関係職修学資金貸付事業と新しい特別修学資金貸付事業が設けられたということですが、この修学資金を利用している学生は何名ぐらいおいでますか。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 本日、手元に資料を持ってきておりませんので、後ほど現在の利用状況についてはご報告させていただきます。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） この貸付事業を利用している生徒がおると思いますが、ぜひこの生徒に地元で就職するように指導していただきたいと思えます。

それで、介護福祉士採用の募集をしてもなかなか応募がないと聞いております。その要因は、仕事がきつい割に給料が安い、退職金もない、ちなみにヘルパーの全国平均の月収が21万3千円であります。また、今の待遇が嘱託職員であることだと思えます。訪問ヘルパーの年齢も50歳を過ぎた人が多く、後継者を育てなくてはなりません。そのためには、福祉の専門学校に行っている学生が地元に戻って働こうと思う環境、待遇が必要であります。給料を上げるとか、嘱託職員を正規の職員にすることが必要だと思えますが、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） ご質問の訪問介護職員の給与水準についてお答え申し上げます。

厚生労働省の介護事業経営調査の結果を見ますと、全国平均の訪問介護職員の平成26年度における平均年収は311万円となっております。小豆島町の平成28年度決算を見ますと、平均年収は276万円と約35万円低い状況になっております。

一方、訪問回数を見ますと、全国平均では1日当たり5軒の訪問をしておりますが、小豆島町では約4回となっております。これは、利用者が点在するため、移動に時間を要し、効率的な訪問が行いにくいという状況にあるためでございます。このため、収入が上がりにくいという状況になっておりまして、平成28年度の決算では、前年度の繰越金で赤字を補填しているというような状況になっております。民間の事業所が介護報酬で運営を行っている以上、一般会計から補填して事業を行うということはなかなか難しい状況にあると思えますので、まずは運営の効率化を図り、収益を上げることが第一であるというふうに考えております。当面は、介護サービスいけだと介護サービスうちのみの事業所を一つにすることで、例えば旧町の境にあります西村地区とかそういう境のところを両方の事業所から行けるように効率化を図るなどして、利用者の状態に応じた適正な訪問介護を提供することに努めてまいりたいと思えますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 今、訪問介護事業は赤字になっているそうですが、赤字の一番の要因は何でしょうか。

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 先ほど申し上げましたとおり、小豆島町では1人当たりの訪問回数が1日4回、4軒程度という形で、全国平均に比べて1軒当たり低いような形になっております。大体ここの1回行くと、3千円程度の収入が出てきますので、この1回の訪問ができないというところが赤字の大きな要因であろうと思います。ただ、やはり事業所から遠いところにも利用者がいらっしゃいますので、ここについてはできるだけ効率的な運営ができるように努めて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） 私ごとになりますけども、家内は今車椅子の生活をしており、訪問介護サービスを受けております。ケアマネジャーは大変親切で、いろいろ相談にも乗ってくれ、アドバイスをいただいております。訪問ヘルパーには、12回の訪問介護で入浴サービスを受けておりますが、自分の母親のように大変大事にしてくれております。このように重労働である介護の現場で、一生懸命親身になって働く人にもっと目を向けていただきたいと思っておりますが、町長、どうですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員のおっしゃるとおりだと思います。赤字から脱却という経営ももちろん大事ですけれども、それより先にニーズに応えるということがさらにもっと大事なことだと思いますので、よくこれからいろんなことを分析して、必要な人員の確保、待遇の充実に努めたいと思っております。

（12番中村勝利君「以上で終わります」と呼ぶ）

○議長（森口久士君） 介護サービス課長。

○介護サービス課長（濱田 茂君） 先ほど、後ほどご報告申し上げますと言いました保健医療職の貸付状況について、平成27年度の状況をご報告させていただきます。

平成27年度では、30名の方が利用してくれております。その中で、小豆島町の就職者は累計になりますが、29名の方が帰ってきて就職、貸付人数がちょ

っと累計でないのであれなんですけれども、制度の開始から合計で 29 名の方が帰ってきてくれております。

あと、補足になりますが、職員に対する謝辞につきまして、どうもありがとうございます。心にとめて、今後とも職員一同努力したいと思っております。ありがとうございました。

(12 番中村勝利君「以上で終わります」と呼ぶ)

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は 10 時 55 分とします。

休憩 午前 10 時 46 分

再開 午前 10 時 55 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 3 番中松和彦議員。

○3 番（中松和彦君） 私は、本日 2 点について質問をさせていただきたいと思いますが、まず 1 番目は道路の維持管理についてご質問をさせていただきたいと思います。

道路といいますと、非常に俗な感じになってしまっていて恐縮なんですけれども、現在使用されております道路の維持、保全、管理、改修につきましては、担当課の皆様方におかれましては、日々ご努力いただき、そして我々のクレーム等につきましても、非常に迅速に対応をさせていただいておりまして、非常にありがたく思っております。

また、維持管理につきましては、毎年計画的になされていることと思いますが、まだまだでないかなというふうな感がいたしております。整備されておるところもありますが、逆に見ますと、荒れておるといふようなところも目の当たりにいたしまして、そんなところを日々通っておられる方々に関しましては、一体いつ直してくれるんやろか、あるいはほっとかれとんやろかと町の行政から見放されておるような印象を与えてしまいますので、現在の不具合の部分につきましては、今後なお一層の配慮をいただきたいと思いますと思いますが、何しろさまざまな面での資金的な面での厳しさもあると思っておりますけれども、今後とも計画的に対処していただきたいと思いますと思いますが、そのあたりの町としてのお考えはいかがでございましょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から、道路の維持管理についての質問をいただきました。

道路に限らず、これから公共施設の維持管理というものが限られた財源の中で年々難しくなってきたておまして、大きな課題であると考えています。道路にも国道から県道、町道いろいろありますけれども、国道も県道もこれから維持管理、大きな課題になるのは間違いないんですけれども、町道とか自治会が維持管理していただいている農道、里道などの維持管理は今後とも小豆島町の財源で維持管理をしていくことが必要になります。現在、そういう町が維持管理していかなければいけない町道などが延べで 220 キロもあります。こういうものを地元の力で一つ一つ維持管理をしていかなければいけないということでございます。現在も財政はとても厳しい中ではありますけれども、議員が言われたように、今現在は必要な道路の維持管理ができないほど財政的に圧迫されているわけではないので、先ほど言われたように、町政から見捨てられてるような感覚にならないように、できるだけきめ細かく対応をしていきたいと思っています。どのように苦勞しながらやっているかについては、建設課長からご答弁申し上げますが、5年ぐらいとか、10年ぐらいは何とかやっていけると思いますが、もっと先を見たとき、小豆島の人口が全体で今2万8,000人ぐらいですけれども、ほっとくと40年後、1万人になるという予測もあります。何はともあれ、人口減を少しでも緩やかにし、先ほどからずっと質問していただいている新しい地場産業をつくるとか、地元小豆島が元気であり続けることが何よりも道路維持管理していけることの大前提だと思いますので、いろんなこと、小豆島が元気になる地味なことを島民が一丸となってやるということが最大の道路を守る前提というか、大切なことであると思っております。いずれにしても、苦勞しながら町道の維持管理をしておりますので、建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） まず最初に、中松議員の我々の課の職員のほうが一生懸命動いてるというお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。

では、質問にお答えいたします。



まず、道路なんですけど、経済活動とか生活を支える社会基盤として、自動車とか自転車、歩行者などの通行を確保する交通機能とか、あと災害が発生したときの避難路とか輸送路、また水道なんかの埋設の場所として重要な役割を担っているかと思います。

また、経済発展に伴いまして、道路の整備が全国的に、小豆島町もそうなんですけども、急速に進んだことから、維持管理しなきゃいけない施設も増え続けてきました。

現在、維持管理する施設は、先ほど町長からの話もありましたけども、町道として指定している延長が 220 キロあります。そのうち、約 95%がコンクリートとかアスファルトで舗装されてます。細かな施設になるんですけども、橋が 275、トンネルがありまして、また道路の照明とかガードレールという安全施設、それから道路の標識などが維持管理すべき施設としてあります。ちょっと細かな話になるんですけども、こうした施設の維持管理といたしましては、側溝とかの掃除とか補修、また除草、剪定、橋梁やトンネルの補修、防災の対策という形で、落石の防止をしたり、土が崩れるのを防いだりという対策で、舗装の補修とか、島では余りないんですけども、除雪、凍結の対策、安全施設や標識の補修などが上げられます。

今言いました施設の中で、橋の維持管理につきましては、国の補助金がありまして、定期的に点検をして、程度の悪いものは補修しまして寿命を延ばすという、いわゆる長寿命化という事業を実施しています。そのほかの施設の通常の維持管理につきましては、自主財源に頼らざるを得ない状況になってます。

ご質問の今後の計画、予定及び基本的な考え方ですが、建設課が実施してます維持補修は、自治会さんから要望が出てきてます道路の側溝とか補修とか、溝を新しくつくってほしいとか、あと舗装を直してほしいとか、道路の落石の防止とか、さっき言うたような対策、補修といった防災対策等々が出てきてるんですけども、その辺の要望書を緊急性とか要望の時期、また地域のバランスを勘案しながら計画的に順次修繕しているものと、職員による日ごろのパトロールとか住民の皆さんとか議員の皆さんによる情報提供がございまして、それの突発的な補修をするものがあります。突発的な補修には、路面の沈下とか陥没、溝のふたが壊れてるとか、損傷してるとか、安全施設が壊れてるとか、台風の後の処理などがあります。要望として上がっている補修や情報提供によ

る補修などを不十分なところはあるかと思えますけども、予算を見ながら毎年何とかこなしているのが現状でございます。

また、住民の皆さんが満足していただけるだけの維持管理ができていないのではないかというお話もあろうかと思えますが、建設課では限られた予算の中で、道路利用者の安全を第一に考えて、現場を見に行ったときの施設の老朽化の状況をできるだけ正確に把握いたしまして、補修とか更新の実施時期や一番いい補修の工法を選択するなどして、より効率的、効果的な補修工事を行うことで、皆さんのニーズに応えられるよう、職員一同一生懸命頑張っていることをご理解いただければありがたいと思えます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） ありがとうございます。

日々の非常に厳しい財政事情の中で、頑張っていたいておるということはよくわかりましたが、何といたしまして、私どもといたしましては、住民からここをこうしてほしいとかっていうふうな意見はちょこちょこ聞くんですが、そんな対応としましては、それは私は一応建設課のほうにお話はさせていただきますけども、実際に工事にかかる、あるいはよくなるというのはいつになるかわかりませんよというのが常々のとりあえずの回答であります。非常に厳しい対応しかできないというのをご理解いただければと思えます。

また、この質問を今回なぜしたかと言いますと、先日ある方から小豆島町の道路の状況はちょっと全体として弱いんじゃないかなというふうなご指摘もいただきまして、そう言われてみると、何となしにそう見えるなあというふうなことでさせていただきました。それと、常々道路を利用いたしましての思いですけれども、やはり気持ちよく道路を通行したいなというふうなことがありますして、それが何か目に映るところ、例えば道路の端々に雑草が生えていたり、あるいは少しだけですけれども、ひびがいたり、崩れかけておったりというのは、日ごろ利用しておる者からすると余りいい気持ちではありませんし、そういったところを一々町行政が全て対応するというのは非常に厳しいかとは思いますが、そのあたりの全体的な町民全体でのそういったところへの配慮、対応というものも今後啓発していく必要があるのではないかというふうに考えております。

それと、経済の面でも厳しくなっておりますので、この小豆島町にはたくさんの方々の建設業の方々が生活をしております。やはり、そういった方々の生活を保障していく、またそこから経済的な波及効果を図る意味におきましても、この道路の維持管理というものをもう少し見直していただければというふうに考えます。

次に、この8月末で休止をいたしました内海フェリーの高速艇に象徴されます地域の衰退、体力的な衰退につきましてご質問をさせていただきたいと思えます。

内海フェリーのサン・オリーブシー、この8月末で運航が休止されました。町民あるいは利用者にとりましては、大変な不便をこうむりますとともに、そこに地域の衰退を非常に感じましてさみしい思いがひしひしと感じられます。そして、シャッター街といいますか、そんな言葉でも表現されておりますけれども、軒並みに商店が店を閉めて廃業して、あるいは各産業が非常に厳しくなっていくという中で、海上交通までもかいうふうな感じでございます。人口がどんどんどんどん減っていております。何もせずにほっておきますと、これはもう非常に目を覆うばかりの惨状になってしまうのは明らかでございます。そんな町全体の衰退していくこの現状に対して、行政として今後どのように対処されていくのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から、高速艇の運航休止に象徴される地域の衰退について、どのように対処していくかというご質問をいただきました。

9月1日から内海フェリーの運航する高速艇が運休しております。いろんな事情があったと聞いてます。高速艇の単独での経営が赤字だということなど、いろんな要因があったんですけれども、最大の理由は船員不足と理解しております。内海フェリーの船員が次々とおやめになって、船員の総数からすると、高速艇とフェリーボートの両方の運航ができないということで、高速艇を運休することになったと聞いております。内海フェリー株式会社自身は、単独で何とか船員を確保して運航を再開したいとの意向でご尽力をいただいております。四国運輸局も高松草壁航路については、高速艇とフェリーの両方が必要であるという立場で船員確保についていろんなアドバイスもいただいております。それから、幸いなことに、小豆島に航路を持っている他のフェリーの会社

も船員の提供について積極的にいいよと言ってくれるなど、応援をしてくれる数はありますので、何とか一日も早く内海フェリーの高速艇が再開できるように小豆島町も努力を引き続き続けていきたいと思っています。

それから、航路については、陸の道路と違って、独立採算制のような考え方があるんですけども、やはり道路と同じように何らかの公的なサポートというの必要ではないかと常々申し上げてるつもりですけども、そういう国の政策の転換といったことも必要ではないかと思っています。

いずれにしても、小豆島全体が厳しい状況にあるということが事の背景にあると思います。人口の減少というのが最大の課題だと思います。今は2万8,000人強ですけども、40年後にはこのまま何もしないで手をこまねいていたら、2060年、40年後には小豆島の人口は1万人ちょっとになるという推定があります。これは、本当に何もしなければそうなるんだろうと思いますけども、幸いなことに瀬戸内国際芸術祭の開催を機会に、若い人の移住が増えてまして、そういうIターン、Uターンの増加などが続けば、1万人になるという人口を2万人ぐらいに押しとどめることができるのではないかと期待をしています。いずれにしても、小豆島の魅力を守ってそれを発信し、そういう小豆島の魅力と可能性に島民の皆様、あるいは島の外の皆様が取り組んでいただける、そういうことが必要不可欠ではないかと思っています。

昨年3月に人口ビジョンと地方創生の総合戦略をつくった、昨年じゃなく、その前の年ですね。人口ビジョンと総合戦略をつくっているんですけども、そういう戦略の中で、医療・福祉、子育ての充実、公共交通の充実、文化・芸術アートあるいは農業・漁業・地場産業の振興、いろんな施策を私なりに掲げて努力しているつもりでございます。一つ一つ底上げをして、小豆島の魅力、可能性を拡大、広げていくこと以外に解決の道はないと思っています。それらはとても時間がかかることだし、物すごい決断、覚悟、努力が必要だと思いますが、それをしなければ小豆島は間違いなく人口はどんどん減って、40年後には1万人になります。このまま何も変えなければ、間違いなくそのようになります。私は、島民も私も含めて意識を変え、覚悟を決めて小豆島を元気にする、そのために必要な取り組みを島が一丸となって全力で取り組むことが必要だと思います。自分たちの問題は自分たちで解決する、その覚悟なしで小豆島の未

来はないと思っています。7年間全力を尽くしたつもりですし、引き続き全力で頑張りたいと思っています。

○議長（森口久士君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 中松議員からのご質問に対しまして、私のほうからは高速艇の運航休止の経緯等につきまして、整理をして答弁をさせていただいたと思います。

高速艇サン・オリーブシーの運航休止につきましては、内海フェリー株式会社から7月26日に社長のほうから船員の離職が続いて、高速艇を安全に運航することが人員的に難しくなってきたといったお話を承ったところでございます。

その後、8月1日に船員の確保が難しいため、9月1日から高速艇を運休をしたい、また現在の会社の状況等も説明をしたいと、こういった内海フェリーからの申し出を受けまして、8月10日に町民の代表である議員の皆様方と役場の関係各課を対象として説明会のようなものを開催したところでございます。

この説明会以後も、内海フェリー株式会社はもとより、この監督官庁でございます四国運輸局のほうに塩田町長みずから再三訪問をして、運航再開に向けて船員の確保策、それから航路の維持について協議を重ねてまいったところでございます。8月23日になりますが、小豆島町から高速艇の運航継続に関する要望書を四国運輸局長宛てに発出をして、内海フェリー株式会社に対して運航継続に向けて指導と配慮をお願いしたところでございます。これに加えて、小豆島町の自治連合会内海分会、16の地域からなっておりますが、8月21日に内海フェリー株式会社のほうに、また続いて23日には四国運輸局長に対して16の自治会総代連名の陳情書を提出をしていただいたところでございます。

しかしながら、その後も思うように船員の確保には至らず、8月24日に内海フェリー株式会社から四国運輸局に対して、草壁港から高松港を運航するフェリーと高速艇の運航に係る船舶運航計画の変更認可申請書が提出をされました。これが8月29日付で、船員の確保をぎりぎりまで努めてください、公共機関としての使命を果たしてくださいという指導がついておるんですけども、正式に9月1日から1カ月間の運航休止の認可がされた状況となっております。この1カ月間に船員の確保ができなかった場合は、運輸局からによりますと、再度変更認可申請を行うことになっていると伺っておるところでございます。

また、運航再開に向けまして、船員の融通や他社との協定による高速艇の運航といったほかの航路事業者との連携も考えられるところでございますが、町長が申しあげましたように、現状としては内海フェリー株式会社が企業の経営判断として単独での運航再開を目指し、船員の確保に努めると伺っておるところでございます。

私たちの日常生活や観光面にとって欠かすことのできないこの高速艇の一日も早い運航再開に向けまして、町といたしましても、陸に上がっている船員の情報の提供であるとか、関係機関と協力を今後してまいりたいと考えておりますので、どうか議員の皆様のご理解とご協力を今後ともお願いを申しあげ、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 塩田町長、そして城統括監におかれましては、今回の事態について一生懸命頑張っていた、そんなご答弁であったかと思いますが、今回のこの事態はただそれだけでは、その現実だけではなくして、今までのさまざまな要素が絡まって、そしてその結果結論としてそういうことが、例えば運航が休止に至ったというふうな最初の一つの現象であると思えます。人口が非常に減ってまいりまして、私常々思うんですけども、この小豆島町、市場としましたら中途半端な感じがいたしております。帯に短したすきに長し、数社でその市場を食い合うと小さい、1社であれば何とかかんとかしのいでいける、そんな市場規模の小さな地域であります。しかしながら、かといって共倒れして、あらゆる多くの産業、商業、そういったものがなくなってしまくと、最終的には困ってしまうのは私たち町民一人一人であります。そのあたりのこともよくよくお考えいただきながら、今後の施策に期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 6番柴田初子議員。

○6番（柴田初子君） 私は一問のみの質問をさせていただきます。

ヘルプカード、ヘルプマークの導入についてであります。

まだまだこの言葉は耳なれないとは思いますが、ヘルプカードとは、障害のある方などが常に携帯して、災害時や外出時、日常生活の中で支援が必

要になったときに周囲の人に提示をして、手助けをお願いをするためのカードです。

このカードには、本人が手助けをしてほしいことを記入することができます。手助けが必要な人の中には、困っていてもなかなか人に伝えられない人もいます。また、周囲の人の中にも、手助けを必要としているのか、どう手助けをしていいのかわからないと判断に迷う人も大勢いると思います。ヘルプカードを提示することで、速やかな手助けを受けることができ、手助けを受ける人、する人お互いに助け合う環境づくりにつながるのではないのでしょうか。

もう一方、ヘルプマークとは人工関節や義足、難病、さらに妊娠初期など外見ではわかりにくいんですけれども、援助や配慮を必要としている人々が携帯をし、外出時の緊急時とか災害時に周囲の人に必要な支援を受けやすくするためのマークです。

これは、なぜ始まったかと言いますと、自閉症のお子さんを持つ保護者の方からお声がありまして、2009年に東京都で都議会のほうで質問が出たそうです。そのときには、こういうことはまだまだ現実にはならなかったんですけれども、2011年3月の東日本大震災で困った方いろいろありまして、その教訓を踏まえまして東京都がヘルプマークを作成し、ヘルプカードの基準様式を定めたことで、今東京都内にとどまらずに作成する自治体が全国に広がっております。

香川県内においては、三木町が既に作成をしております。国は、このヘルプマークを案内用図記号に規定する国内規格、J I Sマークですけれども、これに本年7月から追加する方針を発表しております。今後は、このヘルプマーク、ヘルプカードがさらに普及をし、私たちもあらゆるところで目にし、支援を求められることになるかもわかりません。このマークの持つ意味を私たちも理解していくことが必要だと思います。

このマークですけれども、まだまだ知らない方は多いと思いますが、赤字に白抜きでハート、こういうマークですけれども、まだ見られてはないかと、まだまだ行政の方も知らないという方が多分多いと思うんですけれども、小豆島町では今人と人とのつながり、支え合いがあって初めて誰もが安心して希望を持って暮らせることができるぬくもりと希望の島を目指して進んでおります。その意味でも、お互いが助け合うというヘルプカード、ヘルプマークは必要であると思いますが、導入についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員より、ヘルプカード並びにヘルプマークの導入についてのご質問がありました。私も今初めてそれを見せていただいたところでは。

この取り組みは、東京都が全国に先駆けて始めたものと承知してはいますが、現在は多くの自治体に広がりつつあると聞いております。小豆島町においても、障害のあるなしにかかわらず、全ての人共生できる社会の実現を目指して、さまざまな取り組みを行っています。

近年の観光客の増加を受けて、このような支援ツールを広めていくことはとても大切なことだと思います。小豆島町でもヘルプマーク、ヘルプカードの普及に取り組み、人と人がつながり、支え合い、誰もが安心して過ごせるぬくもりと希望の島づくりに努めてまいりたいと考えております。

担当課長より、詳細を説明いたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 貴重なご意見ありがとうございます。

柴田議員のご質問にもありますように、ヘルプカードとヘルプマークの導入は平成24年に東京都が都内全域で活用できるようにとガイドラインを作成し、自治体に補助金を交付する形で始まったものです。

現在、ヘルプマークは東京都のほか10府県で活用されておりまして、国は2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向け、今年7月にJIS規格に制定しております。これらのことから、今後町長申しましたように、全国の各自治体で導入されるものと思っております。

香川県内の状況でございますが、議員さんの申しますとおり、三木町が平成27年8月からヘルプカードを実施しており、善通寺市が今年度10月より実施予定と聞いております。三木町では、町内の公共施設にヘルプカードを備え付け、援助を必要としている方が訪れた際に支援してほしい内容を記入し、携帯することにより、緊急時等に見かけた方が支援する仕組みとなっております。

本町においては、議員さんの申しますとおり、災害支援の面から見ても、スピード感を持ってヘルプカードを作成するとともに、社会福祉協議会の協力を得ながら、ヘルプカード等についても普及啓発を行ってまいりますので、議員皆様のご理解をお願いいたします。以上です。



○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 啓発ですけど、これはいつごろっていうのはまだ決まらないと思うんですけども、予定はありますか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 準備作業でございますが、他市町の情報収集も含め、なるべく早い段階で今からは準備作業に取りかかりたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） このヘルプカードですけども、その自治体によっていろいろ工夫しているようです。2つ折りにしてそこに書いたりとか、表にはヘルプカードの下に自治体であったらこういったヘルプカードでそこに小豆島町だったら小豆島町って入れる、こういうふうに携帯します。このマークの分ですけども、これは障害の方がかばんにつけたりとか、その裏側に自分の手助けをしてほしいっていうふうにしてますので、そのどちらかをまだまだこれからだと思ってしまうんですけども、何でもこれから考えますいうたときには、すごく時間が、期間がすごくかかっているように思いますんで、もうこれは大事なことだと思ふことはぜひ早目早目をお願いしたいと思います。これから、小豆島町もこれは障害者とかだけじゃなくて、これから小豆島は高齢化率も一番高いですし、高齢者の方にもこういう支援っていうのはお互いに必要になってくると思うんですね。私自身も、時々病院のほうへ行きますけれども、車椅子の方がおいでます。中で売店に行ったりとかいろいろしてるんですけども、そのときに声かけて車椅子を押してあげたほうがいいのかなあとと思いますが、自分でしたほうがこれはリハビリになるのかなあていう、そういうような経験がたびたびありますので、こういう方たちにも、障害を持ってる方だけじゃなくて、いろんな方もそうですけど、高齢者の方にもこういうのは必要で、自分がいつそういう立場に今は元気でもなるかもわからないので、もう早急に次の段階で組んでいただき、小豆島町としてのカード、どちらかでも結構ですので実現をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（清水一彦君） 議員さんの申しますとおり、これは普及啓発が特に大事でございますので、一人でも多くの方に知っていただくことが

特に重要でございますが、実施しながら広めていくという手法もございますので、早い段階で取り組ませていただきます。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） よろしくお願ひしたいと思ひますので、以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは、1問質問したいと思ひます。

防火水槽と消火栓の見直しについての質問をいたします。

先月、8月12日土曜日に福田地区で火災が発生しました。火のものは集落の外れの山の上でした。当時、私も消火活動に参加していましたが、消火栓のある場所からは相当な距離があり、放水が始まるまでに時間がかかりました。何とか鎮火しましたが、山の上まで水を上げるのに消火栓では水圧も弱く、苦勞しました。

そこで、近年住宅事情も変化していますし、必要な場所に防火水槽や消火栓を設置するように見直してはどうでしょうか。特に、本町から離れている福田、吉田地区は消防本部等から到着に時間がかかるため、十分な設備が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂口議員から、防火水槽と消火栓の見直しについてご質問をいただきました。

まず、日ごろから消防団の皆様方には地域の消防活動、また水防活動など幅広くご活躍いただいでることに對しまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年度の小豆島町管内の火災発生件数は11件でした。どの火災においても、初期消火は地元消防団にお願いするところが大きいですので、消防団への設備の充実を図ることは必要不可欠なこととあります。特に、消防署より遠距離にある福田地区などにおきましては、より十分に備える必要があると考えています。

また、防火水槽や消火栓の水利についても、必要な場所に設置できるよう、小豆消防とも相談しながら整備を進めているところでございます。

詳細については、担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） 坂口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、水利の見直しと消防署から離れている福田、吉田地区への消防設備の十分な配備についてご質問いただきました。

まず、先日の福田地区の山の上にある工場の火災についてでございますけども、まずこの火事現場にかかわらず、山林火災など水利が近くにはない場合には、遠くの消火栓や防火水槽などの水利から各分団が協力しまして、1トン程度のキャンパスと呼ばれる水槽や、また可搬ポンプ等を使用して直接つなぐなどの中継送水を行いまして、消火活動を行います。今年、7月に総合防災訓練を行いましたけども、その際にもこのような事態を想定いたしまして、西村公民館の少し上にある池から西村、原地区への中継送水の訓練を行ったところでございます。

今回の火災につきましては、中継に入った可搬ポンプに少しふぐあいがございますので、水の送りが悪かったとも聞いておりますので、日ごろの定期的な訓練、これ消防団に常に行っていたいておりますけども、その訓練に加えて可搬ポンプなどの機械器具等の小まめな点検も行うことを改めて消防団にはお願いしたいと思っております。

それから、本来の防火水槽や消火栓の設置についてでございますけども、これにつきましては従来から消防署とも相談の上、随時設置をいたしております。ただしかながら、防火水槽につきましては、高価な上に相当な用地が必要でありますこと、また消火栓につきましても、そこにそれなりの口径の水道管が通っている必要がございますので、まだまだ十分充足しているところではございませんので、今後とも消防署と相談の上、必要な箇所には増設をしていきたいと考えております。

次に、福田、吉田地区への消防設備の配備についてでございますが、旧内海時代より消防署より遠いことを配慮した配備をさせていただいております。現在、福田分団にはポンプ車が1台、それから軽四の積載車3台が配備されて、そのうち1台は吉田の屯所に配備されております。現在、人員不足で他の分団と同数の消防団員しかおりませんが、以前は他の分団30名に対しまして、それより多い45名の団員を福田分団に在籍をいたしておりました。

また、福田地区、吉田地区の消火栓につきましては、地域の自治消防団の活動もしやすいように少し口径の小さい50ミリの消火栓も設置してございます。

しかしながら、現在福田、吉田地区にかかわらず、団員のほとんどが日中は地元から離れた場所で勤務をしたり、また地元の自主防災組織の方々も高齢化したりですと、地元で即座に消防活動にかかわることのできる人材が非常に少なくなっており、人材の確保が一番の問題となっております。

今後は、議員のおっしゃるとおり、水利や消防資材の配備はもちろんのことでございますけども、人口の減少、高齢化が進む中で、どのように初期消火を行う体制づくりを図っていくかが一番必要であると考えておりますので、議員におかれましても、ご理解、ご協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 現在、福田の消防団の団長からは、ここには防火水槽が必要だとか、消火栓も必要だとかという話はお伺いしていますので、またご相談の上、前向きに検討していただきたいとは思っております。

それから、今総務課長もおっしゃられましたけども、昼間に団員の方がいなくて、昼間の火災があった場合は本当に困るということで、これは以前過疎地区における消防団員の活動ということで質問したんですが、そのとき答弁いただいたことなんですけども、今国のほうでも考えられているのが消防団員とそれに準ずる団員というものをつくる、その方は一度消防署員であったり、消防団員であった人がやめられて、そういうふうな準団員になる。その準団員としては、消防団の機器も使えるというようなことを検討されていると以前お伺いしましたが、その後これはどのようになっているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） おっしゃるとおり、もともと地元の自治消防団等で活躍していただいている方が、もともとの地元の分団等で活躍していただいた方が主になって活躍をしていただいていたと思います。ただ、そういう方そのものも高齢化してなかなか先頭に立って活動していただけないというのが現状であると思いますので、なかなかそれは妙案が立っておりませんが、福田地区に限らず、例えば三都のほうの地区でありますとか、もっと近くであれば、池田の本町といいますか、この辺についても今役場とかがあつたりして、池田

の分団にもすぐ人が行けますけども、将来的に池田本町でもそういう事態になりかねない状況にありますので、ちょっとこれお答えになってるかどうかわかりませんが、そういう形で妙案は出てないので、早急にそういう体制がとれるように地域とも相談して進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） やはり、地域の方々にはお力をかりないといけないと思いますので、できるだけ早くそういった点で前向きな方向に向かってほしいなと思います。以上で終わります。

—

○議長（森口久士君） 5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私のほうから2つ質問させていただきます。

1番目、本町における現在の財政の現状と見直しについて質問させていただきます。

小豆島町の人口ビジョンをもとに、2015年から2019年、平成31年度までの総合戦略が策定されました。その戦略に基づき、健康づくり、教育、子育て、子育て、産業づくり、1次産業の再生と復権、文化、アート、交通問題等、さまざまな分野で協議会、それから審議会をつくり、官民で知恵を出し合い、小豆島の将来について検討を重ねているのが現状だと思います。どれも小豆島の将来にとって極めて重要であり、課題も多いと思います。

小豆島の未来に向けての施策、提案に対して、現在の財政状況はどうなっているのか。また、人口ビジョンに対応した財政ビジョンがなければならぬのではないかと思います。定例会のたびに健全化判断比率とか指数を出されて、現状は健全であるとの報告は聞きますが、私も自分で理解できていないのは私だけかなと思うんですけど、その点をお聞きいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員から、未来に向けての施策に対する現在の財政状況、財政ビジョンに関するご質問をいただきました。

谷議員ご指摘のとおり、小豆島の未来を見据えたさまざまな分野におけるビジョンはいずれも極めて重要であると考えております。議会のご理解をいただきながら、また町民のいろんな分野の人のご参加をいただきながら、その実現

に向けて全力投球をしているつもりでございます。当然ながら、人口ビジョン、総合戦略に対応した財政ビジョンというものが政策を実現する上で、念頭に置かなければならない重要なものであることは間違いないことだと思います。

この議会でも何度も申し上げておりますけれども、国の財政支援がしっかりある間に小豆島町として、小豆島としてやるべき事業を実施しなければいけないと思っております。限られた財源で最大限の効果を生み出すには、今すぐ急いで実行すること、時間をかけてじっくり計画的に取り組むこと、この2つを見きわめる必要があると思っております。

一方で、小豆島町の自主財源、町税などになりますけれども、3割にすぎません。7割はほとんどが国からの財政支援で小豆島町のいろんな事業が実施されているということでございます。その意味で、しっかりしている国の仕組みが、国と地方自治体との関係の財政支援の仕組みが今後ともきちんと守られていくということが最大重要なことだと思っております。

そういう中で、小豆島の未来を考えると、ここ数年の取り組みがとて大切ではないかと思っております。小豆島のすばらしい自然、産業、文化、伝統、大切な宝物を時代につないでいけるよう、ちゃんとそれらを守り、引き継いでいくことが私たちの世代の最大の任務であると思っております。その意味で、総合戦略はとても重要でありますけれども、裏づけとなるご指摘のような財政ビジョンをはっきりと示すことが必要だと思っております。今年度中に財政ビジョンはつくりたいと思っております。議会の皆様のご意見も今後ともいただきながら、取りまとめていきたいと思っておりますし、小豆島の未来のために私自身今後とも全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

詳しくは担当部長からご説明申し上げます。

**○議長（森口久士君）** 企画振興部長。

**○企画振興部長（大江正彦君）** 谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、本町の財政状況でございますけれども、本定例会で後ほどご報告はさせていただきますけれども、財政健全化法に基づきます財政健全化判断比率というのがございます。これによりますと、当町の各指標はイエローカードに当たります早期健全化基準、こちらに達しておりませんので、今現在、現時点では健全な状態であると考えております。

この法律ですけれども、これは北海道夕張市の財政破綻を受けまして、平成19年6月に成立した法律でございます。その目的は、財政破綻してからではなくて、財政が悪化しつつある自治体を早期に発見して、破綻する前に何とかしようということが大きな目的です。そのために、普通会計にとどまりませんで、特会とか第三セクター、こちらにも着目いたしまして、要は将来的に負担する可能性のある負債、こちらがどれぐらいあるのかといったような指標も新たに設定いたしまして、監査委員による監査と議会への報告、その後の公表、こちらまでが義務づけられておるところでございます。

現時点で、全国自治体の28年度の決算数値、こちらはまだ未公表でございますので、平成27年度の数値で申しますと、市区町村の実質公債費比率、要は実質的な公債費の償還、この負担が標準的な収入に対してどれぐらいの比率なのかと、こういった指標でございます。これは、全国平均で7.4%でございます。当町の場合は、平成27年度決算が4.2%、平成28年度決算が4.3%ということで、全国平均から見ると、低水準でございます。

それから、将来負担比率、こちらは特別会計とか一部事務組合、第三セクターも含めた将来返還すべき負債の額、これに対してどれぐらいの充てられる財源があるかといったような比率になろうかと思っておりますけれども、通常は負債が少ない場合はマイナスになります。当町の場合は、この実質的な負担に対して将来これに充てる基金あるいは交付税算入、こういったものが負担を上回っておりまして、この数値が出ない、非常に健全なという数値になってございます。これも全国平均では38.9%、うちの場合はマイナスでございますので、今現時点で言いますと、非常に健全であるということが言えるかと思っております。

それから、ご質問いただきました人口ビジョンに対応した財政ビジョンでございますけれども、これはすなわち中期財政計画でございますけれども、今後行政サービスも維持向上を図っていくためには、ある程度中・長期的な視点を持って財政的な裏づけを考えていくといったことが谷議員さんご指摘のように非常に重要でございます。将来的に持続可能な行財政基盤を確立するためには欠かせないと考えております。

そのため、財政の健全化に向けた取り組みのこれまでの成果でありますとか、今後の地方交付税の動向あるいは今後予定されております施策、こういったも

のを踏まえまして、平成 29 年度から平成 35 年度まで 7 年間の中期財政計画を今年度作成途中でございます。

なお、平成 30 年度の予算編成もあわせまして、今年度末には一定の形に取りまとめたいと考えておりまして、議員各位のご意見も頂戴しながら、それをもとにした見直すべきところは見直した財政運営に努めていきたいと考えております。

最後になりますけれども、町長が申しあげましたように、国の財政支援がしっかりしてる間に生活に密着した社会資本の整備、これを進めていく、これは非常に重要なことでございますが、一方で健全な財政を保っていく、こちらも重要でございますので、国の制度改正等を注視しながら、国県補助金等の財源確保に努めまして、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） 先ほど町長もおっしゃったように、国の財政支援、これ 3 割自治ですから、非常に国の政策に影響されるというのはよくわかるんですけども、人口ビジョンとか先ほどから出とんですけども、今から 10 年ないし 15 年で高齢者がピークに達します。先ほど言うのとったように、いろんな質問が出てます。福祉とか子育てとか、そこに予算を取られていくという、それに伴う生産年齢人口とのバランスになってきますよね。だから、今子育て、子育てで子供さんをつくりなさいいうて、それが 10 歳、15 歳になるまでは町の負担がかかる。片や、80 歳、85 歳の年齢のピークが来るいったときに、果たして 5 年、10 年間のそういう施策がうてるかそれをやはり財政の裏づけか財政ビジョンをもとに今やるべきことはかなり無理をしてでもやらないかんと。ただ、この分についてはできないというところをはっきりと示す、町民の方にわかっていただくと。今から政策をやっていく上では、やはり財政ビジョンというものが裏づけとしてないと、町民の理解がないのじゃないかと思えます。答弁は要りません。

それから、ちょっと関係するんですが、現在本町が所有管理する町有の施設、それについて質問させていただきます。

本町が保有、管理している施設の用途と数は。また、その物件、耐用年数はどのようなになっているのか、お知らせ願います。



○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 本町は、学校、公民館、公園、公営住宅、道路や港湾などといった各種の行政需要に合わせたたくさんの公共施設を保有し、管理しています。

谷議員が心配されているとおり、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。本町においても、町の財政が依然として厳しい状況にある中、過去に建設しております公共施設等の老朽化が進んでいます。

また、人口減少等により、今後の公共施設の利用需要が変化していくことも予想されます。

このため、将来の財政負担を軽減し、効率的なまちづくりを推進していくためには、学校施設などを初めとして、町の公共施設のあり方をきちんと整理していくことが必要と考えております。小豆島のこれからを見据えて、議論を進めていきたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

先ほどの質問、答弁は要らないと言われましたが、まことに重要なことを指摘していただいたので、ほんの少しだけ考え方を申し上げたいと思いますが、小豆島の未来にとって一番大事なことはやはり人口がどのように推移するかということ、人口が減少することは避けられませんが、それをどれだけ緩やかな人口減少のスロープにできるかということ、それと最大のものは人口減少の規模よりも、人口構成がどう変わるかというのが最大のポイントだと思っております。これが小豆島町の人口ビジョンの一番大事なことです。このまま少子化対策とか子育て、教育に力を入れないで、このままが続いた場合は、どんどんどんどん人口が減って高齢化が進んで50%ぐらいまでになるというのが厚生労働省が示す小豆島町、小豆島の未来像です。それが瀬戸内国際芸術祭以降、小豆島の魅力と可能性に気づいた若い人たちがたくさん移住されてきている。それから、そういう移住者が増えるというのが少しこれからも続いていく。そして、それに啓発されて小豆島の子供たちが小豆島の魅力に気づいて、大学に出るときには一度外へ出なきゃいけません、Uターンをしてきてくれる。Iターン、Uターンがこの数年、Uターンはまだ顕著な傾向は出てませんが、今130人ぐらい毎年Iターンがあるんですが、今後100人ぐらいのIターンが続き、50人ぐらいが定住してくれるというようなことを見込んで、小豆島の魅

力、子育てとかそういう施策に充実、投資をしていくことで人口減少が緩和するだけじゃなくて、人口構成の高齢化が逆転して、今よりも若返っていく、転換点は何年か先に来る。人口構成のバランスがとれるというのが最大のポイントだと思っています。それから、借金が正確な数値はちょっと、例えば小豆島町の借金が100億円ありますけれども、今の地方財政、国の財政支援の仕組みでいけば、100億円借金はあるんですが、そのうち70億円ぐらいは国が負担するという制度になっています。100億円借金があっても70億円は国が補償してくれます。そして、先ほど企画振興部長が言った町には基金が、正確な数字はちょっと申し上げられませんが、基金が多分30億円以上あるんですよ。あ、60億円あるんですよ。ですから、国が補償してくれる額と基金60億円足すと、要するに借金よりもしっかりしたものが補償されている。それで、小豆島町の負担率はマイナスだということです。ですから、そのように国が補償してくれている間に、未来を見てやるべきことをここ数年間にやるというのが私の町長としてのスタンスだし、これまでやってきたことだと思っています。そういうのを引き続きすることが小豆島が未来に元気である絶対条件だと私は確信しております。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 谷議員のご質問にお答えをいたします。

まず、本町が保有管理しております資産の用途につきましては、庁舎など公用財産を初め、道路や学校、町営住宅などといった公共用財産など需要に合わせていろいろな用途になってございます。

先ほどから申しますように、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、国からも早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定が要請されていますことから、本庁におきましても、昨年公共施設等総合管理計画を作成したところでございます。

まず、公共施設の数といたしましては、学校や公民館、町営住宅などの建物が390施設、道路の実延長が220キロ、橋梁数が275などの状況になってございます。

建物の耐用年数につきましては、旧耐震基準となります昭和 56 年以前に整備した公共施設が全体の 45.8%を占めておりますことから、全体的に老朽化が進んでいる状態だと考えてございます。

また、この計画策定の中で、総務省から配付された公共施設の更新費用試算ソフトを用いて試算した結果でございますけども、現在町が管理している公共施設をこのまま更新した場合、あくまでもこれが長寿命化対策など一切せずに単純に更新した場合でございますけども、40 年間で約 983 億円が必要という試算結果が出てございます。

当然、町として管理している全ての公共施設を現状のまま維持していくのは困難だと考えておりますので、今後将来の社会情勢の変動などを勘案しながら、施設の適正な配置に向けた検討や計画的な長寿命化対策を進めていく必要があると考えております。

また、今後の財政負担についてでございますけども、先ほど企画振興部長の答弁にありましたように、中期的な財政見通しの中で、公共施設の老朽化対策等も検討を進め、さらには人口ビジョンなどを用いた中で、20 年、30 年といった長期的な視点から、公共施設のあり方について検討していく必要があると思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5 番（谷 康男君） 先ほどの町長の答弁、ありがとうございます。

今、町長がおっしゃったような財政ビジョンなり、今ここでやるべきこと等、財政を裏づけられたことに対して、やはりもっと町民の皆さんにわかりやすく説明することが大事じゃないかと思えます。

それと、先ほどの町有施設の問題ですけども、これも全部、財政ビジョンはまだ出てないですけど、人口ビジョンとか財政ビジョンにリンクしていったるものですから、今後のそれも町民の理解を得るためには、そういう裏づけをもとに今後人口が 40 年後には 1 万人程度、努力してもその程度まで落ちるとなった場合に、その施設を今から 20 年、30 年の間にどういう方向で極端な話、処分していくのかというところの計画も必要になってくるんじゃないかと思えます。だから、例えば地域で既に人口減少によって、なかなか自治会活動にも支障を来すというような地域もできる。先ほどの消防の問題もそうですね。だから、そういった形で町有財産とかそういうものを皆さんの中でどういうふうに

あるべきかというのは、やはり各地域の皆さんともよく相談しながら、今後やっていくべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員のおっしゃったとおりだと思います。今後、財政ビジョンをつくるプロセスの中で、人口ビジョン、それから総合戦略の子育てとか福祉とか医療とか、あるいは産業活性化とか農業の支援とか、それらがどういうふうリンクして小豆島の未来は大丈夫だというようなことについて、町民の皆様、議会の皆様ときちんと議論をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） 谷議員。

○5番（谷 康男君） これで質問を終わります。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は13時、1時とします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時00分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

—

○議長（森口久士君） 7番藤本傳夫議員。

○7番（藤本傳夫君） 私のほうからは、住宅宿泊事業法というのが新しくまた民泊法とでもいうんですか。今年6月に成立しましたので、それについての小豆島町の対応はということで質問させていただきます。

国会で、今年6月9日に住宅宿泊事業法が成立しました。新聞によりますと、観光庁はこの民泊新法を来年6月に施行する方針であるとのこととあります。都道府県や政令指定都市などに届け出た家主は、年180日以内の民泊営業が可能となります。急増する訪日外国人旅行者の受け皿として、民間のビジネスチャンスの拡大や地域経済の活性化への期待は高まっております。ただ、旅館業法や特区制度より規制が緩やかなため、騒音など生活環境の悪化も心配されます。

小豆島では、昔民宿がたくさんありまして、観光客を受け入れておりましたが、消防法の強化等でほとんどなくなってしまいました。この民泊新法活用で、

小豆島での観光客受入れ能力の増大を図れるか、町での対応はどうなっとなるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員から、住宅宿泊事業法についてのご質問がありました。

小豆島観光協会の資料によりますと、今から40年ほど前ですけれども、島内で60万人を超える宿泊の利用実績がございます。また、瀬戸大橋の開通などの要因も追い風となりまして、平成元年には80万人を超える実績もありましたけれども、近年40万人台で推移をしています。

このような状況の中で、国において先ほどご質問にありましたような2020年までに4,000万人を目標とした訪日客の受け皿の確保などのために、従来の旅館業法による施設では資本投資が大きいことから、規制緩和により自宅の一部や別荘、マンションの空き室を活用できる民泊サービスを推進するに至ったと聞いております。

本町におきましても、宿泊施設が減少していく中で、自宅の空きスペースなどを使った民泊が進みますことは、宿泊客数の確保あるいは多様な宿泊客のニーズへの対応面から、観光振興につながるチャンスと考えています。また、空き家対策の一環にもなるかと思えます。

一方で、まだ制度の詳細がはっきりしてませんで、消防規制などがどうなるかということなども一つのポイントだと思いますけども、大きな課題、問題がないようであれば、広くこの制度の周知を図り、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細は担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 藤本議員さんからのご質問にあります住宅宿泊事業、いわゆる民泊新法の活用についてのご回答の前に、まず島内の宿泊施設数の状況をご報告させていただけたらと思います。

小豆島観光協会、こちらが宿泊動向調査を行っておりまして、そちらに協力いただいている宿泊数と捉まえてください。平成18年、約10年前でございますけれども、総数が79、内訳でございますが、ホテル、旅館業が45、ペンショ

ン、民宿業が 24、その他キャンプ場等でございますけれども、その他が 10 という内訳でございます。

次に、昨年 of 総数でございますけれども、総数 58、内訳でございます。ホテル、旅館が 33、それからペンション、民宿が 17、その他キャンプ場等でございますけれども、その他が 8 ということで、総数ですと 21 施設が廃業という形をとってございます。

なお、宿泊数のほうですと、平成 18 年度 39 万 8,000 人に対しまして、昨年 28 年の場合には 45 万 6,000 ということで、約 5 万 8,000 人の利用増という形になってございます。ちなみに、平成 27 年度でも 43 万 7,000 人の宿泊がありまして、約 4 万人の利用増ということになってございます。

それでは、民泊新法の活用についてのご説明をさせていただきますが、先ほど町長答弁にありましたとおり、急増する訪日観光客の受け入れ、それから地方の過疎化や都市部の空洞化、また従来の観光ではなくて違う形で日本を体験したいというふうな利用者のニーズなど、その体制を整えるために規制緩和によって自宅の一部とか空き家などの空きスペースでございますね。それを活用して、宿泊サービスを可能としたものでございまして、そうすることによってその需要に対応しようということでございます。

実施に際しましては、旅館業法との区別、また衛生管理面、それから地域住民とのトラブルでございますが、先ほどおっしゃられました騒音等の問題でございます。それから、現在違法民泊というのもございまして、そちらの対応も含めて、国の観光庁のほうで協議がされ、一つのルールづくりができてございます。

民泊制度の概要でございますけれども、まず事業者は都道府県知事への届け出、これが必要になります。それから、年間の宿泊の提供日数の上限が 180 日までということでございますが、この上に地域の実情を反映する仕組みとして、条例によって営業日数の制限も可能というふうなことになってございます。

それから、逆に家主と同居じゃなくて不在地主が営業される場合には、今度使う家主が以内場合には、施設の管理者を必ず委託して決めて、先ほど申しました騒音問題とかごみの問題について住民とのトラブルのときの対策も規定されてございます。

なお、町長も言いましたとおり、消防法とか建築基準法上、これは宿泊客の安全の確保というのが大前提でございますけれども、法上、防火設備、これは必要となっております。ですが、この新法は今現在上向きつつある宿泊数を伸ばすチャンスの一つでございますので、事業の周知等には推進してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 疑問点は大体言われたようなことだと思うんですけども、こちらの新聞によりますと、アメリカの仲介サイトのAirbnbのサイトは、日本でサイト5万件が登録されており、2016年度には370万人がそれを利用して日本で宿泊したと。外国人が今2,000万人ぐらい来るというんで、その2割弱ぐらいがそれで宿泊しているという計算になりますか。それで、大田区ではチェックインのときに身元確認や地元の説明を十分しているようなところは、そうそう問題はないんですけども、京都のように騒音苦情や無許可営業の民泊があって、条例上、営業停止の指導をするようなところもあるそうなので、だからその辺の管理といいますか、今課長が言いましたけれども、地域によって条件が違うので、その辺のところをしたら詳しい条例みたいなので制限するという話だそうですね。

それから、民泊の特区の話なんですけど、千葉市のほうが民泊の特区をするために関連条例案を9月定例会に提案して、3日以上の利用を条件として市内の農業が盛んな地域を一部指定して、そこでは民泊をしてもよろしいという条例を提出するんだそうですね。

小豆島におきましたら、例えば中山の景観を生かした民泊とか、あとオリーブがたくさんある西村地区とか、そういうところでの条件をつけたような民泊とかいうのはどうなんかなという提案をしたいと思います。

それから、小豆島町ではNPO法人を使ったり、民宿、個人名を出したらあれですけど、真里さんみたいなところが違った民宿みたいな条件のところを営業したりというようなことをして、小豆島でいろんな宿泊形態を試しておりますけども、さっきも言いましたように、地域の実情に合わせて柔軟に対応することが大事ではないかと考えております。

私のところでも、夏場に、これも高尾農園さんの紹介で京大生の学生さんが農業体験をするというので、小豆島に1週間なり10日なり、いらっしゃいまし

て、食事と旅館、宿泊場所は農業者のほうで提供すると、そのかわり昼間、仕事なりの手伝いをして農業体験して帰るとそういうふうな、料金はないんですけども、交通費も本人持ちで、そういうふうな農業体験の形態もあります。だから、そういうふうなところをもうちょっと町のほうでも、大学大学によって考え方は違うと思うんですけども、そういうふうな掘り下げをしていただけないかなと思います。

そういうところで、例えば今の農業関係のほうの民泊なりの関係でしたら、農水の課長でしたら、どういうふうに。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） ただいまの農泊の関係になろうかと思えますけど、今国のほうでも政府の制度ができて、空き家等を活用して農泊を行う、そのメニューとしましては、そういうな施設の改修、それから農業体験を行うということで、そういうふうなソフトに対する助成事業が出ております。先ほど申されましたように、NPO法人とかのほうで手を挙げておるところもございますし、先ほどの実際の農家さんの宿泊等につきましては、今後ちょっと研究させていただきたいと思えます。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） そのほうでお願いをいたします。

それと、先ほど商工観光課長が言いましたけども、消防法とかの投資が大きいので、もう旅館業をやめたいようなところがありましたけれども、そういう場合のときに、こういう民泊をするというのはどういう条件がつくんでしょう。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（近藤伸一君） 先ほど申しましたとおり、消防法上はやはり宿泊客の安全確保というのを大前提にしますので、旅館業法に類するような設備は必要となります。ただ、過度の設備が必要になるのではなくて、民泊部分に例えば消火器が要るとか、自動火災報知機が要るとかいう形で、例えば家主さんのところはそれはしなくてもいいよとか、あとは大きさの問題によって設備がちょっと必要になる場合もありますので、それは一概にケース・バイ・ケ



ースということがございますので。ただ、宿泊業として民泊をするよりかはやや緩やかではなかろうかなと思われま。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 小豆島でもお客さんがとりあえずちょっと戻してきたいうところではありますけども、ますますこれから一番多いのは最近台湾とかその辺の外国人の方が増えてますけども、ホテルでは増えとんですけども、まだ民泊なり、民宿のほうまでそういう人が行くことはまだ余りないので、そういうふうなほうにも泊まっていたら随分増えると思います。そういうふうな方向でやってくれるようにお願いします。終わります。

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 私のほうから、3点ほど質問したいと思います。

まず最初、前回の瀬戸芸で残ったものとはということでお聞きしたいと思いま。

この8月18日、第4回瀬戸芸の基本計画が県の実行委員会で承認されました。開催すると決定し、報道されました。当然ながら、小豆島町も参加自治体の中に名を連ねておりました。しかし、町として前回の瀬戸芸で実際に何が残ったのか、作品、それからいろんな点でどういなことが残ったのか。いつも私言いますが、地元、草壁では何も残ってません。トイレだけが残ります。いつも言うようですけど、しつこいようですけど、あの草壁港のトイレ、農協の旧草壁支店、空き家のままになりましたので、町が借りとったんですけど、内海ダムの周辺、停留所の看板をつくりましたが、バスもとまりません。観光客も来ません。草壁以外で、私は前回賑わったと思いますが、実際に何が残ったのかということで、何か反省するべきことはないのか、そしてまた次この2年後ですか、第4回を迎えるに当たって、どのようにこれ考えて参加していくのかをお聞きしたいと思いま。

まず1番目に、この第4回の参加決定は町のどの段階で決められるものか。

また2番目に、前回の第3回の瀬戸芸で県の実行委員会のほうには700万円ですか、自治体からの負担は。それ以外で、小豆島町が瀬戸芸の総関連費用でどれぐらいの金額を使っていたのか。

3点目、先ほども申しましたように、前回の瀬戸芸で何が残ったのか。作品でもいいです。何でもいいです。残ったものは何かを確認したいと思います。

前々回ですか、平成25年の瀬戸芸、第2回だと思います。それ開催以後、県議会のほうで北川フラムさん、総合ディレクターでしたか、あの方を呼んでいろんな意見を言ったと思います。それが改善されて第3回、前回ですね、迎えたと思いますが、第3回の問題点は第2回のときの問題点を改善できて何も問題なかったのかどうか、また第4回も北川フラムさんがトップになってするようですが、当然小豆島町も椿教授が小豆島の担当をするんでしょうけど、そのメンバーで果たしていいのかどうか、それは私は疑問に思います。小豆島に関しましては、ちょっと疑問に思いますが、そのあたりの人事のことも兼ねて答弁を願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から、瀬戸芸についてのご質問をいただきました。

昨年、開催されました瀬戸内国際芸術祭2016では、小豆島にも大勢のお客様にお越しいただき、無事終わることができました。これも各地区の皆様によるご接待や作品受け付け、港での案内等、地域の皆様のご協力があったからこそであります。芸術祭を支えた地域の方々、作品を展開していただいたアーティストの方々、小豆島を訪れてくださった方々など、芸術祭にかかわっていただいた全ての皆様に深く感謝いたします。

こうした取り組みを通して、地域と来訪者との新たな交流、地域とアーティストの継続した交流が島の新たな魅力を発見し、それを高める機会になっていると考えています。もちろん、先ほど大川議員が指摘されたことのように、たくさん反省すべきことがあることも事実だと思います。そういう反省点も踏まえて、これからの取り組みに生かしていきたいと思っております。

先日、瀬戸内国際芸術祭実行委員会の総会で、瀬戸内国際芸術祭2019の基本計画が承認、発表されました。小豆島での事業展開、アート展開の方針につきましては、地域づくりを促進するアート活動として、土庄町、小豆島町それぞれの地域振興方針にかかわるように作品展開を進めていくということになっております。この方針は、他の島々とは大変違った表現になっておる、とても高い目標ではないかと思えます。瀬戸内国際芸術祭の目的である海の復権、つま

り漁業を初めとする1次産業の復権を初め、海に隔てられた小豆島における医療、福祉の充実、地場産業の振興や文化伝統の継承と地域の振興の取り組みは多岐にわたるものでございます。基本計画の趣旨に沿い、これらの取り組みの進展を目指して、議員各位はもとより、地域住民の皆様のご意見も伺いながら、次回芸術祭に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。いろんな課題、問題点があることはご指摘のとおりだと思っています。これから、皆様のご意見をよく聞いて、次回の瀬戸芸に向けて準備を一つ一つ進めていきたいと思っております。

詳細は担当部長からご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

瀬戸内国際芸術祭の開催に当たりまして、多大なるご理解、ご協力をいただきました町議会並びに地域の皆様に改めて厚くお礼を申し上げたいと思っております。

大川議員からご指摘のありました3点につきまして、順にご説明を申し上げたいと思っておりますけれども、若干長くなるかと思っておりますのであらかじめお許しをいただきたいと存じます。

まず1点目でございます。参加の決定はどの段階で行うのかというご質問でございます。

ご存じのとおり、小豆島は豊かな自然と多島美を誇る瀬戸内海国立公園の中心であると同時に、瀬戸内海の海の要衝として栄えた島でございます。こうしたことから、海でつながるさまざまな地域との交流によりまして、伝統文化、産業、歴史などあらゆる面で多様性に富み、ほかの島にはない特色や魅力にあふれた島でございます。

こうしたことから、海の復権を掲げる瀬戸内国際芸術祭にとりましては、まさに欠かすことができないフィールドでございますので、当初から香川県知事が会長を務めます瀬戸内国際芸術祭実行委員会の構成団体となっておりまして、開催の決定や概要など主要な事項はこの実行委員会の総会で諮られまして、そこで承認、決定をされることとなっております。

平成29年度当初予算の中に、次回芸術祭の開催に向けました実行委員会負担金を計上させていただきまして、本年第1回定例会におきまして、町議会のご可決をいただいた上で、既に報道でご存じのとおり、瀬戸内国際芸術祭2019

の開催につきましては3月31日の実行委員会総会において、また基本計画につきましては議員ご指摘のとおり、8月18日の総会において、それぞれ承認されておりますので、土庄町とともに小豆島全体として参加をするということにつきましては、既に県や関係自治体等とも合意の上で決定したものと考えております。

ただ、町長答弁にもございましたように、基本計画によって土庄町、小豆島町それぞれの地域振興方針にかかわるように作品展開を進めていくと、こういった展開方針あるいは会期といった骨の部分が決定されたのみでございまして、作品展開の詳細など具体的な事項は決まっております。

今後は、この基本計画をもとに、次回2019年の芸術祭に向けまして、議員各位を初め、地域の皆様方のご意向をお伺いしながら、詳細を詰めていくとともに、町議会におきまして関連予算のご審議をお願いしたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の前回の町予算からの瀬戸芸関連総費用についてでございます。

これにつきましては、27年度、これは準備の年でございます。年度末に若干会期が始まっておりますけれども、主には準備の年、28年度は本番の年とこういうことで、この2カ年にわたりまして、各年度700万円の実行委員会負担金を拠出しております。それを含めまして、平成27年度決算額は1億1,965万円で、主な費用は展示施設等の改修、作品制作やその支援、年度末の芸術祭開幕に向けた準備経費が主な内容でございます。

平成28年度決算額は、1億3,287万6千円で、アート管理スタッフや交通整理、臨時バスの運行などの業務委託、あるいは草壁港のアートトイレの建設費などが主な内容でございます。

なお、国県補助金あるいは有利な起債など財源にはいろいろと苦慮しておりまして、何とか一般財源ベースでは2カ年合計で約5,100万円の決算となったところでございます。

一方で、シンクタンクにお願いして夏会期における経済波及効果調査を行っておりますけれども、瀬戸芸のみを目的とした観光客の観光消費額、これにつきましては2013の6億1千万円に対して2016は8億2千万円に伸びております。これは、夏会期が5日間長かったことを差し引きましても堅調に伸びておりまして、船舶やバス、タクシーなどの交通関係、飲食や特産品、宿泊関係な

どを中心に島の経済にも貢献できたものと考えております。事実、船舶の乗降客数あるいはオリーブ公園、ふるさと村といった観光施設の売り上げにもその効果があらわれているところでございます。

また、瀬戸芸の開催によりまして、多種多様なメディア、テレビ、新聞、雑誌、これらを通しまして質、量、回数ともに膨大な情報発信が実現しております。これについても、町予算をほぼ使わずに大きなPR効果が得られたものと考えており、このあたりは瀬戸芸ならではの言っても過言ではないと考えております。

最後に、3点目の前回の瀬戸内国際芸術祭で残ったもの、反省点ということでございます。

大川議員もご存じのとおり、草壁地区を事例に挙げますと、新たな拠点としてアートトイレの誕生や小豆島の果物や野菜などを使ったジェラートのお店がオープンし、最近では外国人観光客も含め多くの方が草壁港周辺を訪れるなど、にぎわいを取り戻しつつあると思っております。特に、草壁港でのアートトイレ、こちらにつきましては、大川議員を初め地元の皆様が望んでおられました公衆トイレとしての機能にとどまらず、新進気鋭の建築家の熱意と地域の皆様のご理解、ご協力によって誕生した非常にすぐれた現代建築として内外から高い評価をいただいております。草壁港のランドマークとして地元の皆様や観光客に愛され、末永くご利用いただけるものと考えております。

今年に入りましてからは、瀬戸内国際芸術祭 2016 で月 1 回実施されておりました壺井栄の文学作品と郷土料理を組み合わせた食プロジェクトを行っておられた方が西村地区にそのプロジェクトを継続する形で新規店舗をオープンいたしました。ほかにも、小豆島の食材を使った地ビールのお店、またイノシシや鹿の革を使った革製品づくりの方など、島の素材に着目した起業者が増えつつございます。瀬戸芸も回を重ねるごとにこういった新たな風が吹き始めていると感じておりまして、これも瀬戸芸によりまして、地域の魅力を発掘し、発信してきた効果の一端ではないかと考えております。

また、小豆島町では広いエリアに多くの作品を展開いたしましたことから、先ほども申し上げましたように、地域の皆様に作品受け付けや案内、お接待などにご参画いただきました。そうした地域の皆様方からは、来場者や住民同士の交流ができて楽しかった、また展示作品に愛着が持てた、来場者の喜びの声

から小豆島のすばらしさを改めて知るところができたなど、より多くの皆様が芸術祭にかかわり、小豆島の魅力を再発見し、自信を取り戻すことの一助になったのではないかと感じております。

反面、高齢化が進んでいるため、今後の芸術祭をサポートできるかどうか不安といったご意見や財政的な負担が大きいんじゃないかとか、費用対効果に疑問があるとか、ほかの事業にもっとお金を使うべきじゃないのかと、こういった非常に厳しいご意見もいただいております。次回の開催に向けた課題として真摯に受けとめております。

また、平成 28 年 6 月議会における大川議員からのご質問でお答えさせていただきましてとおりに、特に作品展開が大きく変更になった草壁地区においては、結果として地元の皆様方のご期待に沿えなかったことに対して大変申しわけなく思っており、次回に向けて大いに反省すべき点であると思っております。

こうした課題や反省点を踏まえまして、次回の芸術祭に当たってこれまで以上に各地域との意見交換や情報共有等、密に連携を図りながら、芸術祭の目的であります海の復権と地域振興を目指して、町長以下職員一丸となって鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、ご指摘をいただきました一部の作品に対するご不満、そういったものも重々承知をいたしておりますので、次回作品展会等の詳細を詰めていくに当たっては、こういったご意見があることも十分考えた上で進めてまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1 番（大川新也君） いつも言うようですが、答弁が長いんです。そりゃ書いとる分は全部読まないかんですけど、時間がありますからね、我々も。

もうアートトイレ、評価が高い、誰も使ってないですよ、実際。トイレの表示もないんですよ。前にも言っておりますけど、全然改善されてませんよ。あのトイレの表示も瀬戸芸終わったら表示しますというふうなことを言うんですけど、いまだかつて表示していません、公衆トイレの。場所が悪いんですよ。今からトイレの場所を変えというんは言えないんですけど、今何人の人があそこを使っていますか。あそこはあれがトイレやということがわかりますか。県外の方からは評価されても、島民に、特に地元の方があれは何だと不満が出てますよ。そういうなことは、やっぱりもうちょっと町民の声を、私一人が叫んどる

んじゃないんですよ。あのトイレ、行ったら夏は反射して暑くてゆっくりトイレもできない。においはする。入り口に植物を植えましたけど、1年たったら大きく伸びましたけど、まだ伸びてないです。目隠しになってないんですよ。誰がそんな高い評価するんですか。そのあたり、もうちょっと真剣に考えてくださいよ。3番目に私もう一回それを言いますけど、なぜ我々が議会でそういうことを言っているかということをもうちょっと真剣に考えてください。

瀬戸芸、本当に特に草壁ですけど、何も残ってないですから、地元の協力どうのこうの言われても、なかなか協力しがたい。おいしい話を先にいただいて、その後何もなかったではいかんのんです。だから、先ほど部長の答弁の中に、いろんないいこともあったけど、厳しい意見があったと、その厳しい意見を重点的に考えていかなければ、そのかわりこんないいこともあったじゃなしに、厳しい意見を大事にしていくのが行政やと思いますんで、その分に関しては終わります。

続きまして、町立学校の夏季休暇の短縮、県下4市1町で、多分私の調べではと思いますが、この夏季休暇、夏休みですよ。が短縮されて1週間ほど早く2学期が始まっております。当然、夏季休暇の短縮は賛否両論があると思いますが、同じ小豆島町内でこの4月以降、小豆島教育会議ですか、そういう場面もつくり、いろんな小豆島は一つというふうな教育も小豆島中央高校を中心にやっていかないかんというふうな会ができたと思うんですけど、この2町の間で小豆島町は9月1日から、土庄町は8月の後半からというふうな、そういった教育が果たして両町で相談、話し合いができていいのかどうか、それぞれの町が勝手にといたらちょっと語弊になるかわからんですけど、そういう考えでやっておるのか、同じ小豆島の中でなぜそういうふうな差ができてくるのか。今は2町に分かれておりますから、一緒にやれというのは難しいかもわかりませんが、そのあたりで今全国的にも教員の勤務時間が長いというふうなことで、部活動とかいろんな問題が出てきております。夏休みを短縮することで、教員の勤務時間、また子供たちの授業時間にかなりの差が出てくるとは思います。そのあたりで夏季休暇の短縮のメリット、デメリット等、検討されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、大川議員から夏季休業の短縮についての検討状況のご質問がございました。

長期休業についての関係法令としては、学校教育法施行令第29条において、公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村または都道府県の設置する学校にあつては、当該市町村または都道府県の教育委員会が定めるとなっています。

このため、夏季休業の短縮については、市町教育委員会の判断で実施できることから、ご質問にありましたように、香川県内では高松市、善通寺市、東かがわ市、さぬき市、土庄町の4市1町において実施しています。

こうしたことの背景としては、小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から完全実施されている現行の学習指導要領において、教育内容の充実と標準授業時数の増加が図られたことを受けて、子供たちに確かな学力を身につけさせることとともに、個に応じたきめ細かな学校教育活動を実現するための一方策として取り組まれているものと承知しております。

夏季休業の短縮のメリットとしては、新たに授業時間数の確保ができることにより、学期中の行事等が余裕を持って組めることが一番大きいと考えておりますが、デメリットとしては教職員の負担増と子供たちへの影響も考えられます。

夏季休業は、各家庭において子供たちが自然の中でいろいろな自然体験や野外活動体験を楽しんだり、自分と異なる年齢の方々と交流したりする絶好の機会であり、子供たちの成長にとって欠かすことのないものでございます。

ここで、本町の小・中学校の夏季休業中の登校状況をご説明しますと、小学校では学校によっては多少異なりますけども、学年登校日、全校登校日がありますし、学級相談日を設けている学校、屋島の宿泊学習を実施してる学校もあります。また、全小学校の6年生が参加する3日間のいばらぎフレンドリーキャンプの実施に加え、任意参加ではございますけども、3年生から6年生を対象に5日間の夏の分教場も実施しております。

中学校では、任意参加の補充学習と全員参加の補習を実施しており、1年生は6日間の補充学習、2年生は4日間の補充学習、3年生は5日間の補充学習と4日間の補習となっています。これに加え、先ほど申し上げました5日間の夏の分教場を1年生から3年生を対象に実施しております。



このように、それぞれの学校、学年でさまざまな取り組みを行っていること、また標準授業時数を確保できていることから、本町においては夏季休業の短縮は実施しておりません。

しかし、平成30年度、来年度からですけれども、小学校の英語教科化の先行実施が始まることなどもありますので、短縮を実施している市町の状況も十分に把握し、今後も継続して検討を行ってまいります。

夏季休業の短縮については、この検討の中で学校や保護者からの意見なども踏まえ、学校教育活動の充実の観点に加え、子供の健康面や家庭生活の影響も含め、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 30年度から英語が始まるというふうなことで、今後検討していくというふうなことですけど、単純な考えで、土庄町は1週間早くやる、小豆島町は平常でやると、教育の内容等、行事を行うことが余裕を持ってできるというふうな話で、やはり2町で教育に差ができるんじゃないか、そんな心配を単純にするんです。同じ小豆島中央高校に一人行くのに、余裕の持った授業を受けた学校生活を送ったところと、余裕のない、まあ1週間で余裕がある、ないというのは難しいかもわかりませんが、そのあたりが何か大丈夫かなど。島一つやから、2町なんだから、もう両方でそういなところは相談してやっていく、平等にやっていくというふうなことも考えられると思うんで、十分に検討していただきたいと思います。

小豆島町のほうの子供から見たら、1週間長い夏休み、長期休暇はいいと思うんですけど、逆に土庄町のほうから見たら、小豆島町は長いんでいいなあ、うらやましいなあいう声もあるかわかりませんが、そのあたりを十分検討して小豆島町も考えてほしいと思います。

次に参ります。

先ほども少し触れましたが、我々この定例会での議会の一般質問、執行部からの答弁の重さ、重さいうたらちょっと意味深ですけど、定例会で毎回質問をさせていただいております。その都度、本当に丁寧な答弁をいただいておりますが、ずっと私考えますに、その答弁が余りにもその場だけの答弁であって、何ひとつと言ったら語弊がありますが、その場だけでそのとおりですと

か、検討しますというふうなことで、その後何も検討できてない項目がかなりあると思うんです。そのあたり、どのような考えで答弁されているのか、その答弁書、長い文章をつくるのも大変だと思うんですけど、それを読むのも大変です。しかし、その読む時間で我々の質問時間が減るんですよ。ですから、規則とか条例とかそういうなんをいろいろ答弁書に盛り込みますけど、我々議員の質問にただ単に答えていただけるように考えてもらいたいと思うんです。やっぱり答弁したからには実行してほしい。

例を申します。私がしつこいように言ってます挨拶、何回か前にしたと思います。町長が明日からやりますと言われました。今実際どうですか、町長、挨拶できてますか、皆さんの前で。いろんな声が聞こえてますよ、まだ。

それとか、先ほど午前中の質問等でもありましたUターン者の数、きっちりチェックできてないと思います。Iターン者は130名行って半分残って、確かにそのとおりです。私が質問したとき、Uターン者の数は把握できてますかといったら、住民台帳の上ではできてます、実際はその数とは違うんですね。やっぱりそういうことがきっちり、Uターン者が何人帰ってきてます、把握できるようにやってほしいと思います。

それから、避難場所の表示、これも私質問したと思います。公民館なり、いろんなところの施設が今避難場所になっていると思いますが、そのときの質問の答弁では、避難場所の指定の法律が少し変わるから、それ以降順次看板を設置しますというような答弁をいただきました。いまだかつて避難場所の表示はしてないです、小豆島町内。そんなことなんですよ。一つ一つ説明は要りません。例を挙げますと、そういうことなんです。ここで答弁したことは、やはり何年かかけてでも実行して行ってほしいんです。経過報告も欲しいんです。我々、ここですだけじゃいかん。最後まで面倒見にゃいかんのんです、聞いた質問にはね。そういうことで、もう時間がありませんので、そのあたりの考え方を町長のほうからお聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から、答弁の重さについてのご質問がありました。

申すまでもなく、町長の答弁はまことに重たいものだと思いますし、私も誠心誠意心を込めて答弁をそれぞれしてきたつもりであります。大切なことは約

束し、答弁したことはきちんと実行することだと思います。挨拶が足りてないということご指摘のとおりかと思います。これからも努力させていただきます。一つ一つこの場でお答えしたことは町会議員の皆様にお答えしただけでなく、町民の皆さんに対してお答えしたことであります。それは町長として、責任を持って実行していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 大川議員の答弁の重さということについて、お答えさせていただきます。

先ほど、町長も申しましたように、一般質問の答弁につきましては、非常に責任が重いものと考えております。また、それぞれのご質問の答弁を作成する際には、関係部署において十分に協議を重ねた上で、責任が持てる答弁を作成するように心がけているところでございます。

また、本会議のみならず、委員会等においても、公式の場における発言には重大な責任があることを認識しまして、先ほど来非常に厳しいご意見いただいているところでもございますけれども、答弁したことにしましては責任を持って対応できるように心がけておるところです。今後も、答弁のときだけではなくて、答弁した後も答弁の内容が引き続き継続できているかどうか、中でチェックしたり話し合っていく場も持ちたいと思っておりますので、ご理解していただけたらと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 厳しいこと言うたかもわかりませんが、ぜひお願いしたいと思います。

最後ですけど、今回新庁舎になりまして広くなりました、1階のフロアが。それで、挨拶に関連してですけど、健康づくり福祉課、高齢者福祉課、右側のほう、あのあたり奥行きが広過ぎて、町民の方がいらしても皆下うつむいどんです。税務課、あのあたりは奥行きが狭い。もう人影、人けがしてわかるんですけど、だからちょっと不満が、誰もこっち向いてくれないというのがありますので、挨拶、それを一番にお願いしたいと思っております。以上、終わります。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は4点について質問をさせていただきます。

まず第1に、水道事業の広域化についてです。

水道事業は、国民の命を守る根源的なライフラインであり、極めて公共性が高く、基礎的自治体である市町村が行うことが原則であるとされてきました。水道は、憲法25条の生存権の保障を具現化するために続けられた事業だからです。ところが、水道事業の広域化によって、住民の声が届かず、議会の関与も困難になると思います。また、自己水源の廃止、縮小は水の安定供給に逆行することになります。渇水時、災害時の危機管理についても大きな問題があると考えます。

町長は、8月30日に水道広域化の基本計画を承認し、基本協定書に署名をされましたが、これまで言われてきたさまざまな課題や懸念については全て解決し、払拭できたと言えるのでしょうか。また、議会での議決前に各首長による基本協定の締結を行ったことは問題ではないのでしょうか。

全ての住民に直接かかわる水道の問題であるにもかかわらず、町民に十分な情報提供もないまま広域化を進めることは問題だと思います。町民への十分な情報提供について、どう考えているのでしょうか。説明会を開催するなど、十分な情報を提供し、町民からの意見を聞くべきではありませんか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、水道広域化についての質問をいただきました。

8月30日の基本協定の締結は、協議会の委員である県と8市8町の首長が企業団設置について首長間の合意を得たことにより、今議会に企業団の設置議案を上程するものであります。企業団に参加するかどうかは、最終的には議会で決定されるものと考えております。

水道事業の広域化については、今までこの議会でも何度も説明してきたところでありますけれども、人口減少が続けば町単位の水道行政では水道料金が高騰し、老朽化した施設の更新費用が財政を圧迫することが考えられ、また水道事業を維持していく技術者の確保に限界があることなどから、長期的に考えると、水道の広域化は必要なことと考えております。

鍋谷議員がおっしゃる問題点については、私も何度も当局に対して申し上げてきたところであり、正式に県からそれぞれの申し入れについて回答をいただいたところでございます。

安全で安心な水を安定的に供給するという水道事業の根幹は、企業団に移行しても変わらないことでもあります。住民への説明については、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

詳細は担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 鍋谷議員の質問にお答えいたします。

水道事業の広域化につきましては、広域化に係る基本的な方針を取りまとめた基本計画とともに協議会の委員である首長間で基本的な合意を得るための趣旨の基本協定書について、6月4日の議員勉強会、7月7日と8月16日の総務建設常任委員会で説明させていただきました。水道運営審議会では、常任委員会後の7月14日と8月17日に常任委員会と同じ資料で説明を行いました。

また、6月4日と7月7日の会で出ました議員の皆様のご意見と、7月14日の水道運営審議会における意見を合わせて、県に対しまして申し入れを行いました。その回答につきましては、8月16日の常任委員会で説明を行いました。

鍋谷議員の住民の声が届かないというご意見につきましては、企業団として企業団の業務運営や各種の取り組み等について意見を聞き、事業運営に生かすという目的で、本町の水道運営審議会に相当する仕組みも参考に、企業団としての広聴制度を設ける方向で検討が進められております。イメージとしましては、企業団として組織する水道事業経営懇談会、地域で開催する水道事業地域懇談会、幅広く住民からの意見を聞くものとして電話、ホームページ、メール、文書等で受け付けする広聴制度の3種類のことを考えております。いずれも住民の声を広く聞いていくといった広聴制度でございます。

議員の関与も困難になるとのご意見ですが、企業団の意思決定機関として企業団議会を置き、その議員は構成団体の議会の議員のうちから選出するとなっております。本町におきましても、議会から選出されることとなりますので、町議会の意見を発言することは可能であり、議会の関与が困難であるとは考えておりません。

また、企業団の意思決定機関である議会とは別に、企業団における経営上の重要事項は首長を委員とする運営協議会に諮るものとされており、各構成団体の議会における議論も含め、構成団体としての意見も踏まえた運営方針の決定がなされるものと承知しております。

自己水源の廃止、縮小は、水の安定供給に逆行するといったご意見につきましては、企業団における水源の考え方は常時取水できる水利権を持った常用水源、水源管理者の同意が得られた水源で常時取水ではない水源としての予備水源、地震、渇水、水質事故等の非常時に限り使用することを前提とする緊急水源に区分して、活用、管理を行うこととしております。

自己水源を廃止、縮小するというものは、小豆島町で言えば水質の問題で取水できなくなった深井戸であり、そのほかの自己水源については緊急時における一時的な取水も含めて行うことができますので、安定供給に支障が出るものではありません。

渇水時、災害時の危機管理についても大きな問題があるとのことのご意見ですが、危機管理指針、構成団体との支援協定、マニュアルの素案が示されております。これにつきましては、8月16日の常任委員会で説明を行いました。特に、構成団体と支援協定を結ぶことで、水道事故等発生時における応急給水等を行うこととしており、現在町が行っている水道事業の対応と何ら変わることはない判断しております。

議会での議決前に、各首長による基本協定の締結を行ったことは問題とのご意見につきましては、町長が申したとおり、企業団設立は県及び8市8町の議会の議決が必要としております。議会に上程する前段で、広域化に係る基本的な方針を取りまとめた基本計画を踏まえて基本協定を締結したことは、水道事業等の統合に関することを合意し、企業団設立についての議案を上程するとしたものでございます。つまり、最終判断は議会であることに変わりはありませんので、何ら問題はないと考えます。

町民への十分な情報提供につきましては、議会の議決が得られた後に詳細な運用面も含めまして、住民の皆様にご報告等によりまして情報提供を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 国の方針は、国はコンセッション方式による民営化を進めるために水道法を改正しようということをしてしております。水道広域化の狙いは、スケールメリットによる運営コストの削減であり、その先には民営化が想定されているということです。世界では、水道事業の民営化は既に破綻しており、日本のそういう方針というのは世界の流れに逆行していると思います。民営化につながる広域化であってはならないと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 香川県の今回の水道広域化は、民営化を目的としたり、民営化を前提とするものじゃなくて、市町村が本来行うべき安心できるライフラインである水の提供を市町村が人口が減少する中で続けることよりも、その市町村が連合して新たな地方自治体の形で県が一体となってやるのが住民の皆様への水の安定供給につながるという本来の自治体の責任を果たすために行うものでありまして、先ほどのような鍋谷さんのご意見とは全く違う趣旨のものでございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員、ちょっと待ってください。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 訂正いたします。

先ほど私、議員勉強会、6月4日と言いましたが、6月14日に訂正いたします。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 町長はそうおっしゃって、県もそう言ってるんですけど、民営化はないと、国はそういう方向で法律も変えようとしていると。そうであるならば、将来民営化されることがないと、そういうことを行わないと、民営化を行わないということを企業団規約に明記するとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は、かつて厚生省におきまして、水道法の担当課長をしたことがございます。その当時から、民営化の議論があったことは承知しております。一つの選択肢として、民営化ができるというのはずっと昔から指摘されてることであり、国際的な潮流であることも承知しておりますが、少なくとも香川県の今回の水道の広域化は、どっからどう見ても、それぞれの規約、

これまでの議論、どっからどう見ても水道の民営化を目指すものではありません。

また、私が知ってる限り、厚生労働省が水道の民営化を推進とか、各自治体に推奨するという考えがあることも聞いたことはございません。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 水道の広域化が民営化につながるという、そういう国の方針というのは水道法を改正しようとしていることから明らかだと思います。私は、それが絶対ないというなら、規約に書き込むとか、そういうことでちゃんとすることが必要ではないかなと思います。

いろいろ説明がありました。実際に、直接住民にかかわる問題、いろいろありますので、情報提供、それから住民の意見を聞く、これを十分にさせていただきたいと思います。本当に心配しているようなことが起きないように、取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。2番目は部落差別解消推進法についてです。

昨年12月施行された部落差別解消の推進に関する法律は、部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、部落問題解決の歴史に逆行して新たな障壁をつくり出し、部落差別を固定化、永久化する恒久法であり、その危険は極めて重大だと考えますが、いかがでしょうか。

部落問題は、封建的身分そのものではなく、その残滓です。その解決は、民主主義の前進を図る国民の不断の努力を背景に大きく前進しました。国の同和对策特別事業は、2002年3月に終結し、15年たつ今日、社会問題としての部落問題は基本的に解決された到達点にあります。

時として起こる不心得な非科学的な認識や偏見に基づく言動が、その地域社会で受け入れられない民主主義の力を強めていくことこそ重要です。行政の施策は、全ての国民に対し、公平に運用するのが原則であり、人権問題の相談、教育、啓発活動は憲法に基づき、一般施策として行うべきだと考えますが、いかがですか。

さらに懸念されるのは、不公正な同和行政による特権と利権の復活です。法案のいう部落差別の解消に関する施策、相談、行政及び啓発、実態調査の条文は極めて無限定であり、同和对策事業の復活を排除するものとはなっていません。これが民間運動団体のあれも差別、これも差別といった圧力の根拠となり、



補助金や委託事業による施策を押しつけられ、学校や自治体、企業や地域であるいは人権擁護委員にまで特定団体による教育、啓発が実質強制されかねません。同和対策の特別扱いを固定し、助長することにもなるのではないのでしょうか。

また、行政に義務づけられる実態調査は、旧同和地区と地区住民の洗い出し、精密調査や行き過ぎた意識調査によって、それ自体が国民の内心を侵害し、分け隔てなく生活する旧地区住民とそうでない者との間に新たな壁をつくり出す強い危険があります。これらが部落問題についての自由な意見交換を困難にするものとなり、部落問題の解決に逆行することになるのではないのでしょうか。

法案可決の前に、参議院法務委員会で決議された部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議は、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動が部落差別の解消を阻害してきた要因であることを厳しく指摘し、また国や自治体が行う教育や啓発や実態調査によって、新たな差別を生むことがないよう強く求める内容となっています。

これは、部落解放同盟の暴力と利権あさり、不公正乱脈な同和行政を新たな差別意識を生み出す新しい要因、同和問題の解決にとって大きな障害と厳しく指摘した 1986 年の地対協意見具申の到達点に立ち戻って、新法の歯どめを明確にしたものだと思います。この附帯決議を遵守して行政を行うことを強く求めますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の部落差別解消推進法についての質問にお答えをします。

部落差別の解消の推進に関する法律は、昨年 12 月 16 日に公布施行されました。この法律は、現在もなお差別は存在すると認めた上で、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすると明記されています。部落差別の解消を推進するための法律であり、部落差別を固定化、永久化するものではありません。

本町で制定している人権を擁護する条例の中でも、法のもとの平等を求める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別を初め、障害者差別、男女差別、その他あらゆる偏見や差別をなくし、平和で明るい地域社会の実現に寄与すること

を目的とし、人権にかかわるさまざまな問題の解決につなげていくために教育、啓発活動を行うこととされております。

今後も、誰もが住みやすい町に向けて、一人一人の人権意識が向上するための取り組みを継続して行っていく所存であります。

詳細は担当課長から説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 鍋谷議員さんからのご質問にお答えいたします。

この法律は、先ほど町長が申し上げましたとおり、部落差別のない社会を実現することが目的でありまして、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

責務については3本の柱として、1、相談体制の充実、2、教育及び啓発の実施、3、部落差別の実態に係る調査が規定されておりますことは鍋谷議員の言われたとおりです。

1965年に出された同和対策審議会答申では、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題であると明記されています。鍋谷議員は、社会問題としての部落問題は基本的に解決した到達点にあると言われていたようですが、生活環境などハード面は改善が図られつつあるものの、答申から半世紀経過した現在においても、結婚や就職差別など心理的な差別は完全な解決には至っていない現状にあります。

この現状と部落差別に関する状況の変化を見据え、国民一人一人が同和問題の正しい理解を深め、差別のない社会を目指すことを明確にしたこの法律は意義深いものと言えます。

しかし、近年では同和問題だけでなく、新しい人権課題も種々生じておりますことから、さまざまな人権課題について取り上げ、相談、教育、啓発活動については一般対策の中で行っているところです。

また、この法律が同和対策の特別扱いを固定、助長することになるのではないかとのご指摘ですが、学校や企業、地域での人権教育、啓発については、小豆島町人権教育啓発に関する基本計画に基づき、同和問題だけでなく、障害者、高齢者、性的マイノリティーなど個別の人権課題を取り上げ、講演会等を実施しているところでございます。

次に、実態調査につきましては、法第6条で国は部落差別の解消に関する施策に実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に関する調査を行うものとしてされております。法で規定されているように、実施主体は国になりますが、現時点では内容等が明確に示されておられません。高松法務局に問い合わせたところでは、今年度中に内容や手法の検討を行い、来年度以降に実施されると伺っております。

最後に、この法律に対する附帯決議を遵守するよう強く求めるとのことですが、鍋谷議員の言われるとおり、教育及び啓発については、新たな差別を生むことがないよう留意しつつ、真に部落差別解消に資するものとなるよう、内容、手法等に配慮しながら取り組むともに、実態調査の実施に当たっては法務局を初め、関係機関と協議を行いながら、慎重に行ってまいります。

今後も同和問題を基本的人権の尊重にかかわる重大な課題の一つとして、町民の皆様理解を深めていただけるよう、啓発活動を実施してまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、附帯決議の内容については民間運動団体の行き過ぎた言動、暴力行為、その圧力に屈した行政の主体性の欠如が要因となって、新たな差別意識を生んだと、それが歴史の教訓だと思うんですけれども、小豆島町の行政の主体性の権利、圧力に屈しないという決意をお尋ねをしたいと思います。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 先ほど申しましたけど、附帯決議にはそのように書かれてありますけれども、現在のところ、そこにあるような行き過ぎた言動とかというのは協議中の中ではございませんので、その辺をお知らせしておきたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、この部落差別解消推進法っていうのを制定する必要がなかったのではないかと考えております。先ほども言いましたように、今も部落解放同盟は綱領解説の中で糾弾の取り組みを堅持しているということが書かれているそうであります。差別をつくって、それを糾弾していくっていうふうな過去の言動、暴力行為があったと、その反省に立って町、自治体

としたら主体性を持って取り組んでいただきたいし、そういうことが二度とあってはならないということをお願いしておきたいと思います。

次に行きます。草壁地区の猿の被害についてです。

草壁地区では、長年にわたって住み着いている猿に住民生活が脅かされています。商売している人が鍵をかけなければならない、家の中に入ってこられて汚される、さまざまな被害があります。7月には、猿にかみつかれて住民が負傷するという事件がありました。これは、何もしてないのに普通に生活してて、洗濯物を干そうとしたら猿が足にかみついたと、それでもう離れなくてけがをしたということで、日常生活が脅かされている状況になっております。全国各地でも多くの人がかみつかれる、かみつき猿の事件というのものもあるそうです。本町でも、さらに被害者が出るかもしれませんし、このまま放置するわけにはいかないと考えます。町は、この間これまでどのような対策、対応をしてきたのでしょうか。何とか猿の捕獲をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、草壁地区の猿の被害についてご質問をいただきました。

6月22日に草壁地区にお住まいの女性が猿にかまれる被害が発生しました。猿が出没し始めてから人身事故は初めてで、出会い頭の事故ではないかと考えております。不幸中の幸いですが、歩行に支障はないとのことでございました。

町としましては、当日夕方に通報を受け、直ちに県みどり保全課及び小豆警察署へ通報するとともに、学校教育課、星城幼稚園及び星城小学校に注意喚起の連絡を行い、草壁地区内において町内放送を実施しました。また、翌日の登校時間中に農林水産課職員2名を通学路に配置し、警備に当たらせました。以降、被害者宅付近に猿捕獲用の箱わなを設置しているところですが、捕獲には至っておりません。

草壁地区には、長年にわたって猿が出没し、住民の方々におかれましては、大変苦慮なさっていることは重々承知しています。これまでに対策方法を検討するため、地区関係者、県関係部署、警察署の方らとの会議を開催し、また専門家からアドバイスを頂戴し、わなの設置を幾度も実施してまいりましたが、

成果を上げておりません。今月中に再度専門家、関係機関、地区関係者による会議を開催し、より効果的な解決方法がないか検討したいと考えております。

詳細は担当課長から答弁を申し上げます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 先ほどの町長答弁に補足をさせていただきます。

今年の6月22日に草壁地区にお住まいの女性が猿にかまれる被害が発生しております。当日、午前8時半ごろ、被害者ご本人が自宅裏で洗濯物を干していたところ、猿が侵入し、右足2カ所及び左足1カ所、どちらもすねから下の部分をかまれたということでございます。出血はなく、ご自身が車で病院に向かって消毒をされたということで、不幸中の幸いでございますけれども、歩行には支障がなかったとていうことでございます。

草壁地区におきましては、平成15年に猿が住み着いていたと認識をいたしております。当時から、農作物被害のみならず、住宅への侵入や生活用品の持ち出し等の被害に関する情報が寄せられておりまして、町としましても、情報の収集や現地の確認等の対応を実施してまいったところでございます。

平成21年4月に草壁本町の総代さんを初め、小部落の会長さん、保健委員、町議会議員、県ではみどり保全課小豆事務所、それから小豆警察署草壁駐在所、町のほうからは総務課、環境衛生課、農林水産課が集まりまして、関係団体による猿対策会議を開催しております。住民の方々への周知等、十分に安全を確保した上で、箱わな及びくくりわなによる捕獲を実施するということになり、以降もわなの設置場所を変更しながら継続的に捕獲に努めてきておりますけれども、成果が上がっていないというところでございます。

先ほど町長の答弁でもありましたように、専門家や関係機関、地区関係者に集まっていただいて、再度今月中には開催をして、捕獲等に向けてより効果的な解決方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 全国で猿の被害がありまして、町なかで猿が出没したときには大勢で取り囲んで大捕り物をしたとかいう、そういうテレビ報道もよく見るんですけれども、そういうことは無理なんですか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 今月に開く会議で協議をしたいと思っておりますけれども、地区の住民の方、また警察、関係機関の協力のもと、そういうふうな大捕り物も必要かと思っておりますし、昨年ですけれども、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護法の一部改正によりまして、町なかでの麻醉銃の使用も許可がおりるということもありますので、麻醉銃の使用等もまた県、関係機関とご相談しながら、それも使うのも一つの方法かなと考えておりますので、それを使いながら、捕獲なりに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 本当に住民生活が大変になってるんで、ぜひ何とかお願いしたいと思っております。

最後の質問です。高速艇の運休についてお尋ねをいたします。

9月1日からの内海フェリーの高速艇の運休は、通勤、通学、通園を初め、町民生活に大きな影響があり、町民は大変困っております。これまで、7時の高速艇で通学していた方は、6時20分のバスで土庄港へ行って、土庄の高速艇で通学するなど、本当に大変な状況になっております。今後のまちづくりや観光にも影響する重大な事態です。町として、運休阻止のためにできることは全て行ったということですが、今後早期再開に向けてさらにどのように取り組みをされるのか、お尋ねをいたします。

また、県、国への要望も含めて、財政的なことも含めた支援策というのは考えられないのか、お尋ねをいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員から、内海フェリーの高速艇の休止についてのご質問をいただきました。

高速艇の休止については、まことに残念なことだと思っております。利用者の方のみならず、これから住民の皆様、観光客の皆様にとって大変な問題になっていることだと思っております。一日も早い運航再開に向けて、さまざまな努力を鋭意行ってまいりたいと思っております。

政策統括監よりご説明申し上げます。

○議長（森口久士君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 鍋谷議員のほうから、内海フェリーの高速艇の運航休止についてご質問をいただきました。

この運航休止に係る経緯とか国への要望等につきましては、午前中の中松議員のご質問の際に十分に説明をさせていただきましたので、ここでの答弁は差し控えさせていただきます。

ご質問いただいております支援策についてでございますが、町としては航路の一日でも早い運航再開に向けまして、退職者を含めた町内にお住まいの船員のリストを内海地区 16 地区の自治会の総代さんのご協力のもとに作成をいたしまして、急ぐということもありますので、9月8日に内海フェリー株式会社の社長に提供をさせていただいたところでございます。なお、今後もこの船員確保に向けた協力はしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、鍋谷議員もご承知のとおり、小豆島には6つの港がございます。それぞれの航路を民間事業者が運航をしております。小豆島は、平成25年7月に離島指定を受けておりまして、小豆島の航路全て広い意味での離島航路にはなりますけれども、複数の港から本土にある同一の港へ航路があることなどから、豊島航路を除きまして、現行制度においては補助対象航路とはなっておりません。

また、他の高松航路のほうですが、航路事業者がそれぞれ自社で船員の確保、それから運航継続しておることに鑑みますと、町として一事業者に財政的支援を行うことは現在の状況では難しいと考えておるところでございます。

午前中の中松議員の答弁でも申し上げましたが、今回は企業としての経営判断で、単独として運航再開を目指すということでございますので、今できること、町としては一日でも早い高速艇の運航再開に向けまして、船員の確保の協力を行うこと、それから航路存続のために町民の陸上を含めた公共交通機関の利用促進、それから広い意味で船員の養成への働きかけを行うなど、関係機関と協力をしてまいりたいと考えておりますので、どうか議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 参考までに、船員のリストっていうのは何人ぐらい。

○議長（森口久士君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） 16の自治会の総代、全て訪問ないし電話で聞き取りをしてまいりました。その結果、第一弾としてお届けさせていただきましたのは16名の陸に上がっておるOB船員のような、年代については50代から70までぐらいの幅でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） そういう協力をしたことで、ぜひ再開していただけたらと思いますが、一つお尋ねをしたいのは、企業への支援、補助ができないというのであれば、乗船客を増やすための乗船客への例えばバウチャー制度とか、そういう支援などを検討することはできないのでしょうか。

○議長（森口久士君） 政策統括監。

○政策統括監（城 博史君） この公共交通の利用促進、これについては陸上も海上も同じことが言えるんですが、地域の人が利用してこの公共交通というものを残していくというのが大前提です。その上に、いろんな情報発信によって島外からより多くの来訪者、観光客等をその上にプラス要素として取り込んでいく、この2つの利用促進が必要であると思いますので、ぜひ今日の答弁で申し上げたいのは、バスもフェリーも高速艇もまずは自分たちが使って乗って残していただくことを啓発事業としても今後進めていきたいと考えております。ぜひ町内航路を使っていただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は14時40分、2時40分とします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 報告第4号 平成28年度決算における小豆島町健全化判断比率について

日程第5 報告第5号 平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資

金不足比率について

日程第 6 報告第 6 号 平成 28 年度小豆島町水道事業会計決算における
資金不足比

率について

日程第 7 報告第 7 号 平成 28 年度小豆島町介護老人保健施設事業会計
決算におけ

る資金不足比率について

○議長（森口久士君） 日程第 4、報告第 4 号平成 28 年度決算における小豆島
町健全化判断比率についてから、日程第 7、報告第 7 号平成 28 年度小豆島町介
護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてまでは、相関する
案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第 4 号平成 28 年度決算における小豆島町健全化判
断比率についてのご説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基
づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための 4 つの健全化判断比
率について報告するものでございます。

なお、報告第 5 号から第 7 号につきましては、本町の簡易水道事業特別会計
と 2 つの公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化
に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき報告するものでございます。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明しますので、よろしくお願
い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 4、報告第 4 号平成 28 年度決算における小豆島
町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 報告第 4 号平成 28 年度決算における小豆島
町健全化判断比率についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。上程議案集の 1 ページをお開き願います。よろしいでしょ
うか。

まず、表の上段が本町の健全化判断比率の算定結果でございまして、下段が
国で定められた早期健全化基準、財政再生基準であります。早期健全化基準が
いわゆる財政運営上のイエローカード、財政再生基準がレッドカードとお考え
いただければと思います。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率であります。一般会計及び国保、介護保険等の全ての特別会計におきまして黒字決算となっており、また水道、老健の企業会計にありましても、資金の不足は発生していないことから、該当なしのバーとなっております。

次に、実質公債費比率につきましては、自治体収入に対する借金返済額の比率を示しております。28年度決算では4.3%となっており、前年度の4.2%に比べまして0.1ポイントだけ悪化しておる状況でございます。この要因につきましては、旧内海病院の債務、こちらを引き受けたことが主な要因でございます。

午前中の谷議員のご質問にもありましたが、27年度、昨年度の全国の結果を申し上げますと、県の平均が7.8、全国の平均が7.4ということでございますので、小豆島町については引き続き健全であると考えております。

最後に、将来負担比率であります。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準的な財政規模に対してどの程度の割合を占めているかというものをあらわしたものでございます。28年度決算につきましては、将来の借金返済予定額を町が持っております基金あるいは交付税算入額のほうが上回っておりますことから、該当なしのバーということになっております。

以上のように、平成28年度決算における健全化判断比率につきましては、現在のところ全て健全な状況になっております。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化・経営健全化審査意見書の1ページから2ページに記載をしておりますが、特に指摘すべき事項はないというご意見をいただいております。以上、簡単ではございますが、平成28年度決算における小豆島町健全化判断比率についての説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 日程第5、報告第5号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第5号平成28年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の2ページをお開きください。

簡易水道事業特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で企業会計制度を適用していません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余

額から支払繰延、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成 28 年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額は 2 億 998 万 685 円の内訳、1 款の使用料及び手数料から 9 款の町債までの合計額でございまして、歳出総額 1 億 6,648 万 4,722 円は 1 款の総務費から 4 款予備費までの合計額であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、4,349 万 5,963 円の黒字でございます。簡易水道事業においては、支払繰延、事業繰越額はなく、また建設改良以外に充当させた起債もありませんので、黒字額 4,349 万 5,963 円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第 6、報告第 6 号平成 28 年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第 6 号平成 28 年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の 4 ページをお開きください。

流動負債 8,315 万 6 千円は、決算書の 12 ページ、上から 16 行目の流動負債の合計の数字です。内訳は、(2)の企業債 4,756 万 3,555 円と、(3)未払金 2,981 万 7,590 円と、(4)前払い金 2 万 9,530 円と、(5)引当金 440 万 2,072 円と、その他流動負債の 134 万 2,980 円で丸めた数字でございます。

流動資産 11 億 4,087 万 281 円は、決算書 11 ページ、下から 2 行目の流動資産の額であります。内訳は、(1)の現金預金 10 億 9,933 万 9,9007 円から(5)のその他の流動資産の合計であります。

資料に戻っていただき、(8)の 11 億 1,057 万円は、流動資産と貸倒引当金の合計額から流動負債から控除企業債と控除引当金を差し引いた額を先ほど説明した合計額から差し引いた資金剰余金であります。(10)の 4 億 6,099 万 5 千円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益などを差し引いた額で、内訳は 1 目給水収益 4 億 5,942 万 7,964 円と 3 目その他営業収益の 156 万 6,802 円の合計であります。

最後の欄の標準財政規模比の 19.9%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模 55 億 6,962 万 6 千円に対する割合であります。資金不足額を事業の規模で除し

たものが資金不足比率となりますが、水道事業会計では資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第7、報告第7号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 報告第7号平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集6、7ページをお開きください。あわせて、介護老人保健施設事業決算書の9、10ページ、貸借対照表をお願いいたします。

公営企業会計におきましては、流動負債の額が流動資産の額を上回りますと資金不足が生じているということになります。また、資金不足比率は、資金不足額を事業の規模で叙することにより求められます。

それでは、表の(1)4,025万円は、流動負債aから控除企業債等bと控除引当金等eを控除したものでございます。これらの流動負債、控除企業債、控除引当金等の額は決算書10ページの上段、負債の部4流動負債の欄に記載のとおりでございます。

次に、表の(3)1億3,160万3千円は、流動資産hから翌年に充当すべき財源iを控除したものととなります。流動資産hは、決算書9ページ、下から2行目、控除財源iは決算書3、4ページをお願いいたします。こちらの上段、収入の決算額5,464万8千円から下段、支出の第1項建設改良費決算額626万4千円を差し引いた額となります。

次に、表の(8)は資金不足額、剰余額になります。こちらは、(3)から(1)を差し引いたもので、9,135万3千円の剰余額となり、流動資産の額は流動負債の額を上回っていますことから資金不足は生じておらず、資金不足比率については該当いたしません。以上、簡単でございますが、小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についての説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第8 議案第40号 専決処分の承認について（平成29年度小豆島町一般会計

補正予算（第2号）

○議長（森口久士君） 次に、日程第8、議案第40号専決処分の承認について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第40号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

福田財産区議会において、欠員が生じたことに伴い、財産区議会議員の補欠選挙を8月に実施する必要があるため、平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により、6月22日付で専決処分としたものであり、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第40号専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

議案第40号の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものでございまして、同法同条第3項の規定によりまして、議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

1ページをめくっていただきまして、去る6月22日に専決させていただきました平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ151万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億5,939万9千円とするものでございます。

続きまして、補正の内容でございます。別冊の補正予算説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

補正の理由ですが、こちらは町長からも申し上げましたとおり、福田財産区議会議員につきましては前回選挙の際、定員8名のところ、立候補者7名ということで、1名の定数割れ状態のままございました。補欠選挙の要件であります6分の1以上の欠員に満たないため、そのままとなっておりますが、今回それに超えまして1名が辞任されたため、去る6月19日に福田財産区議会が

ら欠員通知を受理いたしました。これにより、欠員が議員定数の6分の1を超える2名となり、補欠選挙を執行する必要性が生じたため、6月22日付でこれに要する歳入歳出予算を専決処分させていただきました。

まず、歳入の補正でございます。

18款繰入金、2項財産区繰入金、1目財産区繰入金、1節財産区繰入金151万8千円のみでございます。こちらは、福田財産区議会議員補欠選挙費の財源として、福田財産区より選挙費用の全額を繰り入れたものでございます。

1ページめくっていただきまして、歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、3目財産区議会議員選挙費151万8千円でございます。こちらは、8月1日告示、8月6日投開票の福田財産区議会議員補欠選挙の準備経費及び当日経費につきまして、1節報酬から13節委託料までの事務的経費を計上させていただいたものでございます。

なお、福田地区の有権者数は732名、欠員2名のところ、立候補者2名で、結果的に無投票当選となったところでございます。以上、簡単ですが、議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第40号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第9 議案第41号 平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（森口久士君） 次、日程第9、議案第41号平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第41号平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの6つの特別会計並びに2つの公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第41号平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

私からは、一般会計及び6つの特別会計につきまして、概要説明をさせていただきます。2つの公営企業会計につきましては、後ほどそれぞれ担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般会計についてでございますが、歳入歳出の詳細につきましては、例年同様決算特別委員会において、それぞれ関係課から内容説明をさせていただきます。ご審議をお願いすることになるかと思っておりますので、本日は施策の成果の財政編により総括説明をさせていただけたらと思っております。

施策の成果をお手元をお願いいたします。財政編の2ページをお願いいたします。

なお、一般会計の決算の状況につきましては、例年同様、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとにご説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございますことをあらかじめお断り申し上げます。

それでは、財政編の2ページからご説明をさせていただきます。

まず、28年度の決算額は、歳入総額（A）が99億4,414万1千円、歳出総額（B）が92億6,573万3千円となっております。前年度に比べますと、歳入総額（A）で15億2,590万7千円、率にして13.3%の減、歳出総額（B）も15億8,338万3千円、率にして14.6%の減でございます。この数字から、香川県後期高齢者医療広域連合の決算統計との重複計上を避けるため、一般会計の決算統計から控除することとなっております（C）の後期高齢者医療広域

連合に派遣している職員の人件費負担金 519 万 1 千円、(D) の広域連合から受託して実施しました健康診査費用 1,155 万 8 千円及び (E) の病院事業会計の廃止に伴いまして、本来公営企業会計として決算すべき病院事業等の未払金など 1 億 4,042 万 9 千円を歳入歳出から控除いたしまして、普通会計の歳入総額 (F) は 97 億 8,696 万 3 千円、歳出総額 (G) は 91 億 855 万 5 千円となったところでございます。

形式収支 (H) は 6 億 7,840 万 8 千円で、これから繰越明許した事業の財源 (I) 8,663 万 6 千円を差し引きまして、決算統計における実質収支 (L) は 5 億 9,177 万 2 千円の黒字でございます。

単年度収支につきましては、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で 4,441 万 4 千円の黒字でございます。これに、黒字要素であります財政調整基金への積立金 7,746 万円を加えまして、逆に赤字要素であります財政調整基金取り崩し額 3 億 6,320 万 9 千円を差し引きました実質単年度収支は 2 億 4,133 万 5 千円の赤字でございます。

ほかの指標を見る限り、現時点としては安定的な財政が保てていると考えておりますけれども、平成 24 年度以降、積極型の予算編成が続いておりまして、新病院や消防庁舎の建てかえ、内海病院跡地の庁舎や福祉施設への改修が終了しましたとはいえ、本年度は老健うちのみ跡地を活用した庁舎整備、また平成 31 年度から 33 年度にかけては、次期一般廃棄物埋立処分場の本体工事、これとほぼ同時期あるいは多少前後するかもしれませんが、小豆島高校の跡地利用や認定こども園の整備も含めた内海地区の教育施設の再編整備も予想されております。加えて、内海病院や老健うちのみ残債を一般会計で承継した関係で、公債費も急増しております。

一方、歳入の面では、ご存じのとおり、人口減少、高齢化に伴いまして、町税も減収傾向、平成 28 年度から普通交付税の合併算定特例も段階的に縮小されております。こういったことから、今後の財政運営につきましては非常に厳しい見通しを持っております。谷議員の一般質問でもご指摘いただいたとおり、財政ビジョン、すなわち中期財政計画を策定し、各種施策の実現性を見通した上で、計画的な予算執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、説明書の 3 ページをお願いいたします。

科目別歳入決算額の状況ですが、増減額または増減率の大きなものについてご説明をさせていただいたと思います。

まず、自主財源の柱となります町税でございます。こちらは1,434万1千円、率にして1.0%の減でございます。事業者の比較的大規模な建物新築等による家屋の固定資産税が281万8千円の増、また台数の増加によりまして軽自動車税が1,038万4千円の大幅増となった以外は、軒並み減収となっております。その要因は、納税義務者数や法人数の減少、地価の下落、たばこの消費本数の減少などとなっております。金額的に大きな減となったものは、町民税の個人所得割の426万5千円の減、法人税割の484万6千円の減、土地の固定資産税886万6千円の減、町たばこ税の626万1千円の減などとなっております。

地方譲与税から株式等譲渡所得割交付金につきましては、特段の制度変更はございませんでしたが、景気や金利政策、また株式等の動向によりまして、全て対前年度で減となっております。特に、利子割交付金が185万7千円、43.3%の減、配当割交付金が395万8千円、34.7%の減、株式等譲渡所得割交付金が611万4千円、62.9%の減となるなど、大幅な減となったところでございます。

次に、地方消費税交付金ですが、ご存じのとおり、社会保障と税の一体改革の一環で、26年4月から消費税率が改正されましたが、納税時期のタイムラグがございますので、27年度から通年分が交付されております。したがって、今回初めて通年分としての比較になっておりますが、残念ながら、4,347万9千円、率にして13.4%の減となっております。このあたりは、従前の消費税率分が国勢調査人口と従業者数、26年4月に引き上げた税率分が国勢調査人口による案分交付とされておりますことから、平成27年度の国勢調査により人口減少が最も大きな要因でございます。

3行飛びまして、地方交付税でございます。6,869万1千円、率にして1.7%の減でございます。内訳は、普通交付税が3,120万9千円、0.9%の減、特別交付税が3,748万2千円、7.5%の減でございます。普通交付税につきましては、算定の中身は毎年個々に増減があるわけでございますけれども、結果的には合併算定特例の縮小分程度の減が生じております。特別交付税につきましては、新病院の整備に対する支援の減や他県で発生した災害などの影響で、交付額が減となったものでございます。

1行飛びまして、分担金及び負担金でございます。1,815万円、率にして14.1%の増でございます。こちらは、児童・生徒数の減により、給食徴収金が215万1千円の減となった一方で、延べ入所人員や年齢構成の変動により、草壁保育園保育料等が412万3千円の増、また草壁地区急傾斜地崩壊防止対策事業の受益者負担金が1,121万2千円の皆増となったことが主な要因でございます。

次に、使用料及び手数料でございます。221万9千円、率にして1.1%の減でございます。こちらは、入所児の減などによる公立幼・保の保育料の減が主な要因でございます。

次に、国庫支出金につきましては、5,860万2千円、率にして7.1%の減でございます。国庫支出金につきましては、国の補正予算や制度変更、またその年度に実施する事業いかんで増減する性質のものでございますので、毎年度個々の事業について増減または皆増や皆減が生じております。今回の減の最も大きな要因は、地方創生関連の交付金が4,998万4千円の減、植松都市下水路整備事業に係る社会資本整備総合交付金が事業量の変動により、4,608万4千円の減となったことなどでございます。

次に、県支出金でございます。1,944万8千円、率にして3.5%の減でございます。減の最も大きな要因は、国のグリーンニューディール基金を活用して公民館等に太陽光発電施設を整備する防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業補助金が7,110万3千円の皆減となったことでございますが、一方で内海診療所の整備に対する地域医療介護総合確保補助金が2,160万円の皆増、坂手地区の小規模多機能施設整備等に対する地域介護支援対策交付金が3,010万9千円の皆増となっております。

次に、財産収入の4,359万7千円、率にして98.7%の増でございます。こちらは、旧三都小学校跡地を株式会社レクザムに売却した売却益が主な要因でございます。

次に、寄付金の3,449万7千円、率にして19.8%の減でございます。これは、大口寄付の減が主な要因でございますが、残念ながら、ふるさと納税寄付金も対前年度546万円の減となったところでございます。

次に、繰入金の3億3,650万9千円、率にして161.0%の増でございます。こちらは、財源不足に対応するための財政調整基金繰入金が対前年度2億2,970万3千円の増、瀬戸内国際芸術祭2016や合併10周年記念事業の経費に充当い

たしました地域振興基金繰入金が 5,703 万円の増、内海病院跡地を活用した庁舎整備に充当した庁舎整備基金繰入金が 1,946 万 4 千円の増となったことに加え、サン・オリーブ、オリーブ公園、二十四の瞳映画村において実施いたしました改修事業の財源として、それぞれの基金からの繰入金が増額となったものでございます。

次に、繰越金の 6,506 万 9 千円、率にして 15.8%の減でございます。こちらは、前年度繰越金及び明許繰越金の減によるものでございます。

諸収入は、4 億 694 万 7 千円、率にして 45.6%の大幅な減でございます。こちらは、病院事業会計の廃止に伴う歳計剰余金及び診療報酬等未収未払い精算金が 3 億 3,700 万 2 千円の皆増となった一方、地方公営企業法第 18 条第 2 項の規定によりまして、前年度において水道事業会計から納付いただいた過去に一般会計から水道事業会計に出資した額の一部 7 億円が皆減となったことが主な要因でございます。

歳入の最後、町債につきましては 13 億 3,910 万円、率にして 63.4%の大幅減でございます。これは、内海病院跡地整備事業債が 3 億 3,300 万円の大幅増となった一方、新病院建設事業債が 14 億 4,790 万円の大幅減、消防庁舎建設事業債が 1 億 4,910 万円の皆減となったことが主な要因でございます。

なお、28 年度も引き続き臨時財政対策債の発行を見送りまして、町債残高の抑制に努めてきておりますが、旧内海病院の残債を承継したことによりまして、28 年度末の町債残高は 20 億 74 万 5 千円増の 109 億 7,682 万 3 千円となったところでございます。以上が歳入の主な内容でございます。

次に、歳出でございます。

5 ページの性質別経費の状況によりご説明をさせていただいたと思います。

まず、義務的経費のうち、人件費につきましては、議員年金制度、公費負担率の変動や退職特別負担金の減等によりまして、共済費及び退職手当組合負担金が多少の減となった一方で、職員数の 3 名増により、トータルでは 1,129 万 2 千円、率にして 0.8%の増でございます。

扶助費につきましては、5,784 万 7 千円、6.8%の増となっておりますが、これは主に消費増税に伴う低所得者対策であります臨時福祉給付金が 6,264 万 9 千円の増となったことが主な要因でございます。

次に、公債費であります。低金利政策の影響で、引き続き加重平均利率が低下しております。このため、長期債利子が810万4千円の減となった一方、先ほども申しましたように、地方債残高の増に伴いまして、長期債元金で6,286万5千円の増となったことなどから、公債費全体で5,424万8千円、6.2%の増でございます。

次に、物件費でございます。1億6,520万6千円、率にして14.0%の増でございます。こちらは、全ての自治体に情報漏えい対策の強化が求められることとなったことに伴います。情報セキュリティー強化対策事業が3千万円の皆増、内海病院跡地等維持管理事業が4,382万1千円の皆増、瀬戸内国際芸術祭2016の運営経費などが1,594万3千円の増、路線バスの抜本改革に伴い、町営バスとして運行する路線が田浦線から三都西線、東線に変更となったことによりまして、町営バス運行事業が1,179万8千円の増、人事院勧告による臨時職員の賃金改善に伴いまして、臨時職員賃金等で1,852万4千円の増となったことなどが主な要因でございます。維持補修費につきましては、ポンプ場などの都市下水路施設、港湾、小学校、給食センターにおける修繕費がそれぞれ対前年度で200万円前後の増となったことから、維持修繕費全体で597万1千円、率にして12.5%の増でございます。

補助費等は、2,558万8千円、率にしますと1.3%の減でございますが、中身はかなり大きく増減がございます。まず、増となった主なものは、小豆島中央病院企業団への負担金等で4億5,184万円の増となっております。これは、繰り出し基準分のほか、診療報酬が2カ月遅れの収入となることや、旧病院からの患者移動やシステム変更への対応などにより、当初の病床稼働率が予想を上回ったことによる開院当初の運転資金、企業団に身分移管した職員の退職手当分などを小豆島中央病院に支出したものでございます。

一方、減となった主なものは、内海病院の閉院に伴う病院事業会計への負担金等が2億4,770万4千円の減、消防署の再編整備が終了したことなどによる小豆広域消防費負担金が1億3,122万8千円の減、プレミアム付商品券の発行中止によりまして、地元商店活性化事業助成金が5,588万円の減となるなどでございます。

次に、積立金は6億3,061万7千円、率にして79.3%の大幅減でございます。こちらは、前年度に計上されておりました水道事業会計からの一般会計納付金7億円を原資とする積み立てがなくなったことが主な要因でございます。

投資及び出資金も14億4,389万5千円、率にして96.9%の大幅減となっております。こちらにも、小豆島中央病院の整備が終わったことに伴い、小豆島中央病院企業団出資金が大幅減となったことによるものでございます。

次に、貸付金は1,067万円、率にして6.3%の増でございます。これは、平成24年度から一般の高校、大学等への奨学金制度を拡充したことから、貸付者が対前年度で22名増となったことが主な要因でございます。

繰出金は3,353万3千円、率にして4.2%の減となっております。こちらは、療養給付費負担金の減などによりまして、後期高齢者医療特会等への繰出金が3,164万4千円の減となったことが主な要因でございます。

普通建設事業費は1億54万4千円、率にして8.3%の増でございます。これにつきましては、事業終了により、防災拠点への太陽光発電設備設置事業が7,902万4千円の皆減、事業量の変動によりまして、植松都市下水路整備事業が1億2,453万9千円の減、内海総合運動公園施設改修事業が4,304万3千円の減となった一方で、内海病院跡地等整備事業が本体工事に着手いたしましたことから、3億7,214万6千円の増となったことが主な要因でございます。

最後に、災害復旧費につきましては321万3千円、率にして38.9%の増でございますが、これにつきましては農林水産業施設、公共土木施設ともに小規模な災害復旧事業の増減によるものですが、主な要因は町道の災害復旧事業が前年度に比べまして522万2千円の増となったものでございます。以上が性質別の前年度との比較の主なものでございます。

これを目的別に見たのが1ページ前の4ページの目的別経費の状況でございます。

なお、主な増減要因は重複いたしますので、目的別経費の状況については説明を省略させていただきます。

また、8ページに各種財政指標がございます。こちらにつきましても、最も重要な財政指標であります財政健全化判断比率につきましては、既に本会議においてご報告をさせていただいておりますので、財政指標についても省略をさせていただいたらと思います。

最後に、6ページ、7ページの特別会計決算状況の概要について、ごく簡単にご説明を申し上げます。6ページ、7ページをお願いいたします。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの6会計でございます。7ページの左端に記載のとおり、実質収支は収支均衡を含めまして全会計黒字となっておりますが、同じページの右端に記載のとおり、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支は国保会計を初め4つの特別会計で赤字となっております。特に、国保会計は27年度については前年度繰越金が大きかったことや薬価改定等により、医療費の伸びが想定を下回ったことなどから、財政調整基金が増える結果となっておりますが、28年度決算におきましては2千万円の基金取り崩しを計上するなど、引き続き赤字構造であることには変わりがございます。以上、簡単ですが、議案第41号平成28年度小豆島町歳入歳出決算認定のうち、一般会計並びに特別会計の決算について概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 平成28年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の25ページをお開きください。

このページでは、平成28年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、平年並みの降雨があったため、断水することなく安定供給を維持することができました。年間総配水量は222万3,005トンで、前年比0.04%減となり、有収率は85.6%となっており、前年度を1.62ポイント改善しました。

次に、建設改良でございますが、導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な施工を心がけて工事を実施いたしました。

次に、経理でございますが、収益的収入での税抜きでの総収益は4億9,027万2,363円となり、このうち給水収益は4億5,942万7,964円です。前年度に対して933万484円の増となっております。これは工業用で使用量が増加したことが一因と思われれます。

一方、事業費用は4億8,611万2,945円で、前年度の決算合計額と比較すると3,332万3,451円増加しており、主な要因として、内海ダムの減価償却が始まったことに伴う減価償却費の増などによるものでございます。

この結果、当年度純利益は415万9,418円となりましたので、減債積立金の未処分利益剰余金への振り戻し額4,610万1,373円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は5,026万791円となります。

次に、資本的収入及び支出については3ページ、4ページでご説明いたします。

収入では、第2項負担金21万6千円は、特設配水管の負担金でございます。

第3項水道負担金437万4千円は、新規需要家の加入分担金でございます。

第4項長期貸付金返還金150万2,970円は、簡易水道に対する貸付金に対する返還金でございます。

一方、支出では、第1項の建設改良費は、主なもので内海ダム再開発事業の負担金、導水管及び浄水設備の更新、配水管の更新に係るものなどでございます。

第2項は、過去に借り入れしております企業債の償還金となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。以上が水道事業会計の概要でございます。簡単でございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（堀内宏美君） 平成28年度小豆島町介護老人保健施設事業決算の概要についてご説明させていただきます。

別冊の小豆島町介護老人保健施設事業決算書の21ページをお願いいたします。

介護老人保健施設うちのみは、平成11年4月、内海病院の併設施設として設置され、運営を行ってまいりましたが、内海病院閉院に伴い、平成28年度から小豆島中央病院内海診療所併設型施設として運営を行っております。

まず、業務でございますが、平成28年度の入所の利用者数は2万1,379人で、前年度に比べまして868人減少しております。1日平均利用者数は58.6人で、

前年度より 2.2 人の減となっております。通所の利用者は 4,764 人で、前年度に比べまして 46 人減少しております。1 日平均利用者数は 19.5 人で、前年度より 0.9 人の減となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、内海病院閉院に伴い、給食用調理器具のフードスライサーやガス自動炊飯器、冷凍庫等を譲り受けております。また、平成 29 年に内海病院跡地へ移転するため、開設準備といたしまして県の補助金を充当し、給食用のコンビオーブン、電気消毒保管庫、冷蔵庫等を購入いたしております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が 3 億 687 万 9,318 円で、前年度と比べまして 1.12%、348 万 4,302 円の減となっております。これは、主に入所者の減によるものです。一方、総費用は前年度と比べまして 20.59%、6,616 万 395 円増の 3 億 8,744 万 1,077 円となっております。これは、主に内海病院に委託しておりました給食業務を行うための栄養士、調理員の配置、看護業務の増加に対応するための看護師増員に伴う人件費の増によるものです。この結果、8,056 万 1,759 円の純損失を計上しており、当年度未処分欠損金は 3,989 万 5,399 円となっております。

資本的収入につきましては、資本的収入 5,464 万 8 千円に対し、資本的支出が 3,294 万 8,248 円となりましたが、資本的収入のうち 4,909 万 6 千円は 29 年度に繰り越す財源に充当するため、こちらを除いた額 2,739 万 6,287 円が収入不足となり、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

企業債につきましては、2,668 万 4,287 円を償還し、残高は 3 億 5,953 万 6,676 円となっております。以上、簡単ではございますが、平成 28 年度小豆島町介護老人保健施設事業決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時44分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは谷康男議員、浜口勇議員、中村勝利議員、森崇議員の4名が、教育民生常任委員会からは安井信之議員、秋長正幸議員、鍋谷真

由美議員、柴田初子議員の4名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時56分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第10 議案第42号 平成28年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の

処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第10議案第42号平成28年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第42号平成28年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 42 号平成 28 年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 12 ページをお開き願います。

地方公営企業法第 32 条第 2 項に基づき、平成 28 年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

未処分利益剰余金 5,026 万 791 円のうち 4,610 万 1,373 円は、企業債償還に減債積立金を充てたため資本金へ組み入れるものでございます。以上で議案第 42 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 42 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 42 号平成 28 年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 43 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

○議長（森口久士君） 次、日程第 11、議案第 43 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 43 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員赤谷勝之氏は、平成 29 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続いて赤谷勝之氏を推薦したいので、あらかじめ議会に意見を求めようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほど
お願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 議案第 43 号、上程議案集 13、14 ページにな
ります。

人権擁護委員の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項に基づき、
市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとなっております。

赤谷氏の略歴につきましては、議案 14 ページに記載してあるとおりでござい
ますので、紹介は省略いたします。

現人権擁護委員であります赤谷勝之氏につきましては、3 期、9 年務められ、
平成 29 年 12 月 31 日で任期が満了となりますが、引き続き人権擁護委員とし
て法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

赤谷氏については、人格、識見とも高く、地域からの信頼も厚い方で、平成
21 年 1 月に人権擁護委員に就任して以来、人権相談、啓発活動などに積極的に
参加されています。また、平成 28 年度からは、高松人権擁護委員協議会小豆地
区部会の副部会長を担い、小豆島町の人権擁護委員の取りまとめ役として、他
の人権擁護委員からの信頼も厚い方であります。このように、人権問題に熱意
を持って活動されており、引き続き人権擁護委員の適任者であるとして推薦し
ようとするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番
大川議員。

○1 番（大川新也君） 人権擁護委員の定年はないのかどうかと、前にも言っ
たと思います。教育委員とかそういう任命のとき、議会の承認を得るんであ
れば、顔写真を載せてくださいという言うたけど、あれは法律ではいかん
のですか。何か肖像権とかそういうなんがあるんですか。顔もわからんのに、名前
だけで経歴だけで議会で判断せえというのは無理やと思うんです、これね。前
回にも言ったと思うんですけど、全然結果はどういうふうになっとんのですか
ね、これ。

○議長（森口久士君） 人権対策課長。

○人権対策課長（山本真也君） 定年なんですけども、まず人権擁護委員としての推薦をお願いする場合、新任の場合につきましては68歳以下の者で、再任の場合は75歳未満の方となっております。

なお、個人につきましては法ではございません。法務局長及び地方法務局長に対する通達によりまして、原則として新任の委員の場合には68歳以下、再任の場合には75歳未満の候補者を推薦するようという取り扱いとなっております。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） こういう議案に顔写真を載せる件でございますけれども、法的にどうこういうことはないんですが、そういう県があるかないか、いろんなとこに問い合わせをしてみました。そのところ、顔写真載せているような事例がございませんでしたので、そのままうちの議案に対しても顔写真を載せずによその事例と合わせてやらせていただいております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） ほかの自治体がないいうから、前例がないから載せない、実際のとこ、赤谷さん、我々わかりませんよ、はっきりと顔が。そういうのを議会で承認せえいうこと自体がこれ間違うとるんです。きっちり顔を載せたらええんですよ。どうせこれ議会なり、町の広報には任命されたら顔を載せるでしょ。この時点で載せると思うんですよ。これは、この人権擁護委員だけじゃないんですよ。教育委員ですか、この前にありましたね。ああいうなのも顔写真なかったでしょ。議会の中の書類ですから、載せて当然やと思いますけど、もっと検討してほしいですよ。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） その件について、再度よく確認してご報告させていただきます。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第 43 号は原案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり適任とすることに決定しました。

~~~~~

日程第 12 議案第 44 号 香川県広域水道企業団の設置について

○議長（森口久士君） 次、日程第 12、議案第 44 号香川県広域水道企業団の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 44 号香川県広域水道企業団の設置について提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により規約を定め、香川県広域水道企業団を設置することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 44 号香川県広域水道企業団の設置についてにつきましてご説明をいたします。

上程議案集の 15 ページをお開きください。

水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するため、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき規約を定め、香川県広域水道企業団を設置することに当たって、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

香川県広域水道企業団の規約でございます。

第 1 条は、企業団の名称として香川県広域水道企業団としております。

第 2 条は、構成団体を示しております。17 ページの別表のとおり、香川県と 8 市 8 町でございます。

戻っていただきまして、第3条は共同処理する事務でございます。

第4条は企業団の事務所、第5条は企業団の議会、第6条は議員の任期。

16ページをお開きください。

第7条は議長及び副議長、第8条で企業団議会の事務局についてでございます。

第9条は企業長、第10条で副企業長、第11条は企業団の職員、第12条は監査委員についてでございます。

第13条は。企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、運営協議会を置くこととしております。2項で、運営協議会の委員は構成団体の長をもって充てるとしております。

第14条は、経費の支弁の方法についてでございます。

附則としまして、この規約は総務大臣の許可のあった日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第44号香川県広域水道企業団の設置についてに反対をいたします。

水道事業は、基礎的自治体である市町村が行うことが原則であり、広域化されると、住民の声が届きにくくなるおそれがあること、また全ての住民に直接かかわる水道の問題であるにもかかわらず、町民への十分な情報提供もなされていない、不十分であること、さらに将来民営化に道を開くことになるおそれがあると考えからです。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第44号香川県広域水道企業団の設置について賛成の立場で討論を行います。

将来の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少が予想され、老朽化が進む水道施設の更新が経営を圧迫し、また水道事業従事者の技術継承の問題等も課題が予想されます。水道事業を県下一水道として広域化することは、事業の効率化と人材の確保を図り、水道事業の基盤強化を図ることにより、克服するものと考えています。よって、香川県広域水道企業団を設置することは必要であると判断されますので、議案に賛同いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 44 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第 44 号香川県広域水道企業団の設置については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 45 号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及

び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第 14 議案第 46 号 小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に

伴う財産処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第 13、議案第 45 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてと日程第 14、議案第 46 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 45 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することにつきまして、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第 46 号につきましては、共同処理する事務の変更に伴う財産処分につきまして、同様に議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第 13、議案第 45 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 45 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 18 ページをお開き願います。

水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するために、香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

18 ページから条例新旧対照表で改正点につきましてご説明いたします。

小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更でございます。

議案第 44 号でご議決いただきました香川県広域水道企業団が設置され、平成 30 年 4 月から経営を開始することに伴いまして、小豆広域行政事務組合が行っております用水供給事業を企業団が行うことで、小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務が変更になるものでございます。

第 3 条の 10 号、水資源の開発及び広域水道施設の運営管理を水源等の管理に変更いたします。

第 13 条で関係町の負担金割合は別表に定めるとしており、19 ページの別表の 2 は上水供給事業に関する関係町の負担金割合を規定しておりますが、今後かかる費用については企業団が負担することになりますので、削除となります。以上で議案第 45 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第45号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について反対をいたします。

これは、香川県広域水道企業団設立に伴うものであるからです。理由は先ほど述べたとおりです。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷康男議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第45号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更について賛成の立場で討論をいたします。

香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の水源の開発及び広域水道施設の運営管理に関する事務は全て企業団に移すことに賛同いたします。よって、小豆地区広域行政事務組合の規約を変更する議案に賛同いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第45号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び小豆地区広域行政事務組合規約の一部変更については原案どおり可決されました。

次、日程第14、議案第46号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 46 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 21 ページをお開き願います。

水道事業及び工業用水道事業の経営に関する事務等を共同処理するために、香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合が所有する水資源の開発及び広域水道施設の運営管理に関する財産は、全て香川県広域水道企業団が水道事業の経営を開始する日から香川県広域水道企業団に帰属させるものです。財産処分につきましては、地方自治法第 289 条及び同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものです。以上で議案第 46 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11 番鍋谷真由美議員。

○11 番（鍋谷真由美君） 私は、議案第 46 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてに反対をいたします。

これが、香川県広域水道企業団設立に伴うものであるからです。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5 番谷康男議員。

○5 番（谷 康男君） 私は、議案第 46 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について賛成の立場で討論をいたします。

香川県広域水道企業団を設置することに伴い、小豆地区広域行政事務組合の水資源の開発及び広域水道施設に関する財産は全て企業団に帰属することに賛同いたします。よって、財産処分が必要であると判断されますので議案に賛同いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第 46 号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第 46 号小豆地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 15 議案第 47 号 小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する  
条例につい

て

○議長（森口久士君） 次、日程第 15、議案第 47 号小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 47 号小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町水道事業を香川県広域水道企業団に承継するため、水道事業給水条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 47 号小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 22 ページをお開き願います。

条例新旧対照表で、改正点につきましてご説明いたします。

小豆島町水道事業給水条例の一部改正でございます。

香川県広域水道企業団が水道事業の経営を行うことに伴いまして、メーター使用料及び給水開始手数料を廃止し、小豆島町水道事業給水条例施行規程で定めておりました料金等の減額の適用基準を条例で定めるものでございます。

第 29 条、第 30 条、第 34 条のメーター使用料と別表第 2 を削除いたします。

第 35 条、第 36 条はメーター使用料の別表第 2 が削除されますので、項ずれによるものでございます。

第 38 条第 2 項で、減免、漏水事故による水量を軽減すること、同条第 3 項で減額の適用基準を別表第 4 に示すこととし、その内容は 25 ページをご覧ください。

項目といたしまして、漏水事故減額、公益福祉減額として、高齢者世帯、在宅介護世帯、これは寝たきりの世帯のことでございます。障害者を有する世帯、生活保護世帯、墓地加入分担金でございます。いずれも現在行ってる減免制度でございます。

23 ページに戻っていただきまして、第 6 項で口座振替 1 回に当たり 100 円を減額する制度でございます。これは、費用負担の公平性を図るもので、現在行っている徴収に係る費用のうち、口座振替に係る費用は納付通知による徴収に比べて経費が安いため、100 円を減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 12 月 1 日から施行し、平成 29 年 12 月請求分の水道料金から適用することとしております。このことは、小豆島町水道運営審議会に諮り、行ってもよいとの意見をいただいております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 47 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号小豆島町水道事業給水条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 16 議案第 48 号 財産の取得について

○議長（森口久士君） 次、日程第 16、議案第 48 号財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 48 号財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、雇用促進住宅内海宿舍の土地及び建物を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第 48 号財産の取得についてご説明申し上げます。

上程議案集の 28 ページをお開きください。お願いいたします。

議案第 48 号は、苗羽地区にあります雇用促進住宅内海宿舍の土地と建物を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から買い入れしようとするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得する財産の所在地ですが、雇用促進住宅内海宿舍で、住所が小豆島町苗羽甲 1383 番地 29 です。取得する財産の種別は土地と建物でございます。土地の面積が 3,360.63 平方メートルで、建物が 1,794.59 平方メートルでございます。5 階建ての 30 戸でございます。その建物のうち、本体共同住宅部分が 1,655.74 平方メートル、附属建物といたしまして集会所とかポンプ室等がございまして、138.85 平方メートルでございます。取得金額が 3,764 万 136 円、内訳といたしまして土地部分が 799 万 4,136 円、建物が 2,964 万 6 千円でございます。

相手方が千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長和田慶宏でございます。

この金額は、2 名の不動産鑑定士による評価額を平均した金額の半分となっております。また、町で運用開始は来年平成 30 年 1 月 1 日を予定しております。今空室がございしますが、その入居の募集の予定は 2 月を予定しております。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番秋長議員。

○10番（秋長正幸君） この雇用促進で5階建てでエレベーターがないという、今まで言われて、これ買うときにエレベーターつけてくれという言わなんだんかいの。これをちょっとどんな話であったか。ぜひつけていただけるんなら、お願いして、今回していただいたらありがたいなと思います。

あと、これ買った後、改修は何ぼかせにやいかんのか、そこら辺の費用を見込んでいるのか、そこら辺ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） エレベーターですが、雇用促進住宅、全国統一で建物の向きから何から全部決められてという形で建てられていたようです。当然、エレベーターもなしということで建てられてました。今、この建物が各階廊下がつながってなくて、階段を上がって行ってそれぞれ部屋に行くという形で、5階まで上がるのに3つ階段が今あるようになってます。もし、エレベーターをつくるとしたら、3基要るようになりまして、機構のほうにエレベーターをつけるとしたら幾らなんやということをお伺いしたら、1基当たり5千万円強するというので、ちょっと断念しております。

それと、今回買い入れするに当たり、機構のほうで必要最低限の改修、部品交換はしていただいている状況です。うちのほうと機構のほうと一緒に中を歩きまして、ここはここはというんである程度要望は出したんですけども、細かな部品の交換はしていただけるんですけども、外壁とか根本的なやつは耐用年数があるということで、そのままでございます。平成9年に新築いうか、できたところで20年程度ですので、本体的にといいますか、構造的にはまだまだ十分きれいな状態で保たれておりますので、すぐに大きなお金が必要であるとは今考えておりません。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。12番中村議員。

○12番（中村勝利君） これ、駐車場は今町有地ですか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） そうです。今の建物自体は雇用促進住宅の土地であって、建物があるんですけど、駐車場は町有地を貸しているという形で、今総務課さんのほうに駐車料金入っているような感じになってます。

○議長（森口久士君） 中村議員。

○12番（中村勝利君） そしたら、駐車料金は町へ入りよんですか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） おっしゃるとおりです、はい。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第48号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号財産の取得については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第49号 平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第50号 平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算

（第1号）

○議長（森口久士君） 次、日程第17、議案第49号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）と日程第18、議案第50号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第49号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は8,107万5千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費4,238万9千円、民生費181万5千円、衛生費488万円、農林水産業費555万9千円、商工費1,665万8千円、土木費769万2千円、教育費208万2千円となっております。



詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第 50 号介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましても、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森口久士君) 日程第 17、議案第 49 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長(大江正彦君) 議案第 49 号平成 29 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 31 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8,107 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 101 億 4,047 万 4 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の変更でございます。

34 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございます。

上段の内海病院跡地等整備事業につきましては、庁舎の再編に伴いまして、池田総合窓口センターに使用することになります池田保健センターの改修事業の実施設計の財源として合併特例債を 180 万円、下段につきましては、一般住宅リフォーム助成事業の申請増加に伴う財源として過疎対策事業債ソフト分を 300 万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。いずれも、元利償還金の 70%が交付税措置されるものでございます。

続きまして、補正の内容をご説明申し上げます。

別冊の補正予算説明書の 13、14 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14 款国庫支出金、2 項 1 目 1 節総務費補助金 383 万 4 千円でございます。こちらは、国が進める社会保障・税番号システム整備の一環として、住民票やマイナンバーカード等への旧字の記載をすることに伴う電算システムの改修費として国庫補助金を受け入れるものでございます。補助率は 10 分の 10 でございます。

同じく 2 目 1 節社会福祉費補助金制度 121 万円でございます。こちら、社会保障・税番号システム整備に伴う国保、介護保険、障害者福祉の各電算シス

テムの改修事業の財源として受け入れるものでございます。補助率は3分の2でございます。

同じく6目2節住宅費補助金92万7千円でございます。こちらは、公営住宅岩谷団地の外壁改修事業実施設計の財源として、社会資本総合整備交付金の追加配分を受けるものでございます。補助率は2分の1でございます。

同じく7目4節就学前教育費補助金25万3千円でございます。こちらは、幼児教育の段階的無償化及び私立認定こども園の保育士等の処遇改善に伴う電算システム改修事業の財源として受け入れるものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、15款県支出金、2項4目1節農業費補助金175万円でございます。こちらは、吉野一般廃棄物埋立処分場の地元条件事業として、町が実施主体となって実施いたします吉野新池しゅんせつ事業の財源として、単独県費土地改良事業費補助金を受け入れるものでございます。補助率は10分の7でございます。

同じく6目1節小学校費補助金8万5千円でございます。こちらは、エネルギー教育に関する教材購入に対する100%補助でございます。

17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては、1件200万円、同じく4目1節小学校費寄付金、こちらは18件25万5千円、同じく5節保健体育費寄付金1件5万円の寄付がございましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項3目1節庁舎整備基金繰入金3,595万5千円につきましては、庁舎の再編に伴う電話、ネットワークなどの整備財源として基金繰り入れを行うものでございます。

同じく4目1節ふるさとづくり基金繰入金50万円でございます。こちらは、プロバスケットボールの島内での公式戦初開催に対しまして、土庄町と連携して支援を行うため、基金繰り入れを行うものでございます。なお、今回繰り入れを行う基金の原資は、スポーツ振興に対して町内事業者からいただいた寄付金を基金に積み立てておいたものでございます。

同じく11目1節小豆島オリーブ公園整備運営基金繰入金886万円につきましては、オリーブ記念館の空調設備更新の財源として、また12目1節ふるさと村整備運営基金繰入金179万8千円につきましては、ふるさと村の各施設のシロアリ防除の財源として、それぞれ基金繰り入れを行うものでございます。

1 ページめくっていただきまして、14 目 1 節町営住宅敷金基金繰入金 9 万円につきましては、町営住宅退居修繕の財源として 2 軒の敷金分を、17 目 1 節松山善三・高峰秀子基金繰入金 80 万円につきましては、映像作品のすばらしさを発信する記念事業の財源として、それぞれ基金繰り入れを行うものでございます。

19 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1,790 万 8 千円につきましては、今回の補正予算の一般財源部分に対応したものでございます。

21 款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおりでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

17、18 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 項 17 目庁舎建設費、13 節委託料 3,775 万 5 千円でございます。こちらは、説明欄に記載のとおり、池田保健センター改修実施設計委託料、各種ネットワークの移転構築委託料、電話設備導入委託料をそれぞれ計上したものでございます。なお、財源といたしましては、池田保健センター改修実施設計委託料に 180 万円の合併特例債を充当する以外は庁舎整備基金からの繰入金を充てております。

同じく 1 項 19 目映像作品のすばらしさを発信する記念事業費 80 万円でございます。こちらは、10 月 9 日にサン・オリーブで開催予定の記念事業の開催に向けて、8 節報償費から 14 節使用料及び賃借料までの各節に必要な経費を計上したものでございます。なお、財源は全額松山善三・高峰秀子基金からの繰入金を充当しております。

同じく 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、13 節委託料 383 万 4 千円でございます。こちらは、社会保障・税番号制度に係る電算システムの改修委託料でございます。財源は全額国庫支出金でございます。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、13 節委託料 181 万 5 千円でございます。こちらにも、社会保障・税番号制度に係る国保、介護保険、障害者福祉の各電算システムの改修委託料でございます。国庫補助金が 3 分の 2 でございます。

次に、4款1項5目斎場管理費、11節需用費62万7千円につきましては、平成8年建築の内海斎苑で雨漏りが発生いたしましたので、外壁の亀裂補修及び壁面塗装のための修繕料を計上したものでございます。

同じく2項2目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金425万3千円につきましては、小豆両町がそれぞれに取り組んでおります次期一般廃棄物最終処分場の整備と並行して、ごみの再資源化と埋立処分量の減量化、また最終処分場の延命に大きな効果が期待できる粗大ごみ破碎処理施設について、小豆広域として整備構想を作成するための経費として、土庄町と協調して小豆広域に負担金を支出するものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての6款農林水産業費1項5目農地費355万9千円でございます。まず、15節工事請負費の250万1千円でございますが、これは吉野一般廃棄物埋立処分場の直下でございます吉野新池に土砂が堆積し、貯水機能が低下しておりますため、しゅんせつ工事を実施するものでございます。なお、土砂の堆積につきましては、長年の埋め立てによる浸出水や土砂の流入が大きな原因と考えられますことから、町が事業主体となって工事を実施するものでございます。19節負担金補助及び交付金105万8千円ですが、説明欄の1及び2は吉野新池しゅんせつ工事に対する県、郡の土地改良事業団体への賦課金でございます。説明欄3は、安田三五郎池土地改良区が直接に単県補助を受けて実施いたします三五郎池改良事業に対する町補助金でございます。負担割合は県50%、町35%、受益者負担15%でございます。

同じく3項1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金200万円でございます。こちらは、町内企業から1件200万円の一般寄付がございましたので、寄付者の意向に沿って寄付相当額を池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金600万円でございます。こちらにつきましては、新しい産業づくり条例に基づく起業家支援につきまして、今年度既に2件が採択され、既に当初予算を上回る執行が見込まれることに加えまして、現時点で2件の相談、問い合わせ等がございますので、こうした状況も踏まえまして、年度後半に起業を検討されている方に対しても、スムーズな支援が行えるよう、助成金の増額をお願いするものでございます。

同じく1項4目観光施設費1,065万8千円でございます。13節委託料の228万8千円のうち、説明欄1につきましては、ふるさと村の各施設のシロアリ防除業務委託料、説明欄2の49万円と15節工事請負費837万円につきましては、オリーブ記念館の空調設備が故障したため、その更新に係る設計監理委託料と工事請負費でございます。なお、財源は全額それぞれの基金から繰り入れてでございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、18節備品購入費の30万8千円につきましては、建設課が設計図面の印刷等に約15年間使用してきました大判プリンターが故障いたしまして、修理が不可能な状態でございますので、早急に更新するものでございます。

同じく5項1目住宅管理費738万4千円でございます。まず、11節需用費の173万3千円につきましては、町営住宅におきまして、予想を上回る退居が生じたので、退居修繕費用の増額計上をお願いするものでございます。13節委託料265万1千円につきましては、国の社会資本整備総合交付金の追加配分によりまして、岩谷団地外壁改修工事の実施設計業務を前倒しで委託するものでございます。19節負担金補助及び交付金300万円につきましては、一般住宅リフォーム助成事業について、当初予算を上回る申し込みが確実でございますので、補助金の増額計上をお願いするものでございます。

次に、ページ下段から次のページにかけての10款教育費、2項2目教育振興費の34万円でございます。まず、18節備品購入費8万5千円ですが、こちらは池田小学校及び星城小学校におきまして、エネルギー教育に使用する教材備品を購入するもので、財源は県支出金100%でございます。次に、19節負担金補助及び交付金25万5千円につきましては、苗羽小学校に対して17件15万5千円、安田小学校に対して1件10万円の寄付の申し出がございましたので、それぞれ寄付者の意向に沿って学校振興補助金として交付するものでございます。

同じく4項1目子育て共育費、13節委託料50万8千円につきましては、幼児教育の段階的無償化及び民間の保育士処遇改善など制度改正に伴う電算システムの改修委託料でございます。

同じく2目幼稚園費、11節需用費45万5千円につきましては、23年を経過いたしました橘こども園のエアコンが故障したため、取りかえを行うものでございます。

同じく3目小豆島こどもセンター費、11節需用費22万9千円につきましては、14年を経過いたしましたこどもセンター厨房のエアコンが故障したため、部品の交換による修繕で対応するものでございます。

最後に、6項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金55万円でございます。説明欄1は、町内の個人からいただいた寄付金を寄付者の意向に沿ってオリーブ杯バレーボール大会に対して補助するもの、説明欄2はふるさとづくり基金のうち、スポーツ振興に対する寄付金を原資として積み立てた部分を活用いたしまして、プロバスケットボールの公式戦小豆島初開催を土庄町とともに協調して支援するものでございます。以上で議案第49号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 18ページの総務管理費の庁舎建設の委託料の2番と3番をちょっとどういうふうな、もう少し詳しく、金額が大きいですから、ネットワークと電話設備の内容は。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） まず、ネットワークの構築委託料でございますけれども、このネットワークは今入れてます両備システムが入ってますけれども、基幹系、情報系、例えば住民課とか税務課とか使っているシステムですけども、それを今庁舎移転する途中の段階で、こちらの池田庁舎、それから南館、それから当然新しい病院のほうで使ってます。ただ、大もとはまだ旧のというか、古い内海庁舎の2階に大もとがございます。それを全て、今度サーバー室というか、それは今度改修してます老健施設の3階に新しくサーバー室を設ける予定にしておりますので、そういう大もとのサーバー機器を移すとか、それぞれのネットワークをもう一度庁舎が新しくなることで張りかえるというか、やり直す費用でございます。

それから、電話設備の導入委託料につきましては、現在新しい新庁舎の中でも電話使ってますけども、あれについては今お借りしたものというか、ちょっと中古のものをお借りしてやっています。新しく全体の庁舎ができてから、再度新しい機械で整備するということで、約 160 から 170 基ぐらいの電話入れて、新しく再整備する費用、それからこちらの上のネットワークのほうは当然両備システムなんですけども、こちらはもう NTT さんで、NTT さんのほうについては、あと庁内というか、職員さんのネットワークの中でも電話だけじゃなくてインターネット、こちらのほうも構築し直すことになると、その費用でございます。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑ありませんか。9 番安井議員。

○9 番（安井信之君） 関連なんですけど、ネットワークいうところでは、Wi-Fi 機能なりもするんですか、どんなんですか、その辺。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（松田知巳君） Wi-Fi につきましては、現在も別に計画をさせていただいております。同じく NTT さんのほうでちょっと見積もりを徴収したんですが、ちょっと金額が高かったので、今見積もりを徴収してる最中です。その中で、少なくとも今庁舎が大きく 2 つになりますけども、大もとはやっぱり一つのものを入れて、それから LAN で両方の庁舎へ引っ張ったほうが効率がよさそうだということで、今の予定では整備するときはもう両方新しい、老健のほうの改修が終わって全部でき上がってから、Wi-Fi もさせていただけたらなと思ってます。ただ、ベストは老健施設のほうを改修してますけども、1 階、2 階、3 階の議会のところまで、それから新庁舎、病院のほうの庁舎については 1 階が各課があって、2 階に会議室等ありますので、全室隅々まで飛ぶようにできればいいんですけど、そうすると非常に金額がかかるんで、ちょっと一部エアポケットができるというか、端々までいかない可能性がありますけども、現在そういうことで計画はしてますんで、ちょっとしばらくお待ちいただきたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6 番（柴田初子君） 一般住宅リフォームの補助金ですけれども、これまでに何軒ぐらい申し込みがあってもうしてるのかと。これ、申し込みが増を見込

んでるということで、一応何軒ぐらいの見込みであるのか、ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 58軒というか、人、今年度終わってます。補助した金額が999万1千円です。皆さんが工事されたトータルの金額が8,490万円強です。今回、補正させていただいた分で、上限20万円でございますので、15軒程度というところですよ。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 20ページの19で、一番下の単独県費のこの地元負担金なんです、受益者、何人ぐらいなのでしょう。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（谷部達海君） 受益者数ですか。

（8番森 崇君「そうです、はいはい」と呼ぶ）

土地改良区のほうになりますので、またちょっと確認をさせていただいて、後日報告させていただきます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第49号平成29年度小豆島町一般会計補正予算に反対をいたします。

先ほどあった一般住宅リフォームなど賛成できる部分もあるんですが、マイナンバー関連の予算が入っているというところですよ。社会保障・税番号制度システム整備委託料、マイナンバーに関する予算については、個人情報漏えい、システムのトラブル、巨額の税金投入などの問題点があり、数々の問題を引き起こしておりますマイナンバー制度は中止すべきだと考えます。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井信之議員。



○9番（安井信之君） 私は、議案第49号に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

先ほど鍋谷さんのほうから言われたマイナンバーカード制度自体は私は賛成でありますので、ほかの施策に対しても鍋谷さんのほうは賛成というふうに言っていましたので、私はそのマイナンバー制度自体はこれから必要になってくると思いますので、賛成いたします。

○議長（森口久士君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第49号平成29年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり可決されました。

次、日程第18、議案第50号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第50号平成29年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の35ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,853万9千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億6,572万6千円とするものでございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の27、28ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、2節過年度分40万7千円でございます。平成28年度の介護給付費に対する第2号被保険者の負担分について追加交付を受けるものでございます。

8 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1,813 万 2 千円でございます。国の負担金等の返還に必要な額を前年度の繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

次ページをお願いします。

4 款諸支出金、1 項 2 目 23 節償還金利子及び割引料 1,853 万 9 千円でございます。これは、平成 28 年度の介護給付費、地域支援事業費に対して国県支基金から概算で交付を受けた交付金等について、実績に対して過大に交付を受けたものについて返還をするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 50 号平成 29 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 50 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 50 号平成 29 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 19 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第 19、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第 126 条の規定により議会の議決を得ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

日程第21 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第20及び日程第21、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

これをもちまして平成29年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後4時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員